

平成30年 6 月 8 日

1. 出席議員

1 番	大 坪	久美子	14番	吉 田	達 志
2 番	橋 本	正 敏	15番	寺 尾	高 良
3 番	田 中	栄 一	16番	栗 原	吉 平
4 番	堤	康 幸	17番	樋 口	良 夫
5 番	高 橋	信 広	18番	三 角	真 弓
6 番	小 川	栄 一	19番	井 本	政 弘
7 番	石 橋	義 博	20番	中 島	富 定
8 番	伊 井	渡	21番	森	茂 生
9 番	牛 島	孝 之	22番	栗 山	徹 雄
10番	萩 尾	洋	23番	井 上	賢 治
11番	角 田	恵 一	24番	松 崎	辰 義
12番	服 部	良 一	25番	樋 口	安癸次
13番	中 島	信 二	26番	川 口	誠 二

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	古 賀 安 博
事務局参事兼次長	秋 山 勲
書 記	坂 本 裕美子
書 記	中 園 弘 一

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	三田村	統之
副	市	中園	昌秀
副	市	鎌田	久義
教	育	橋本	吉史
総	務	石井	稔郎
企	画	井手	勇一
市	民	松尾	一秋
健	康	坂井	明子
建	設	松延	久良
教	育	永溝	弘幸
総	務	野田	勝広
財	政	田中	和己
防	災	石川	幸一
地	域	平	武文
環	境	原田	英雄
人	権	山口	幸彦
福	祉	白坂	正彦
子	育	平島	英敏
健	康	橋爪	美栄子
介	護	平島	隆夫
農	業	原	信也
林	業	若杉	信嘉
商	工	仁賀木	大助
学	校	原	亮一
人	権	橋本	秀樹

議事日程第3号

平成30年6月8日（金） 開議 午前10時

日 程

第1 一般質問

(質問の順序)

- 1 堤 康 幸 議員
- 2 井 本 政 弘 議員
- 3 森 茂 生 議員
- 4 松 崎 辰 義 議員

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

午前10時 開議

○議長（川口誠二君）

おはようございます。お知らせいたします。お手元に井本政弘議員要求の資料を配付いたしております。

ただいまの出席議員数は26名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議は成り立たしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条の規定により、お手元に配付をいたしておりますので、御了承願います。

日程第1 一般質問

○議長（川口誠二君）

日程第1. 一般質問を行います。

順次質問を許します。4番堤康幸議員の質問を許します。

○4番（堤 康幸君）

おはようございます。4番堤康幸です。さきに通告しておりました2件について一般質問を行います。

まずは梨の赤星病撲滅対策についてであります。対策の現状、ことしの発生状況、今後の取り組みへの考え方についてお尋ねをいたします。

この件については、過去2度質問をさせていただきました。撲滅のためには、この病害感染の特異性から、小生子の飛散範囲内の中間宿主であるビャクシン類を排除することが唯一

の条件となります。関係地域の皆様の御理解と御協力が絶対的に必要なことから、啓発の意味を込めて、改めて質問いたします。

次に、気候変動適応についてお尋ねをいたします。

気候変動適応法案は本年2月20日に閣議決定され、現在開会中の国会に提出をされておりました。5月22日に衆議院において、6月6日に参議院において、両院とも全会一致で可決成立しています。

気候変動は、地球上の全ての面に影響を及ぼす重大な問題だと考えます。この法律では第12条において、「都道府県及び市町村は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため、単独で又は共同して、気候変動適応計画を勘案し、地域気候変動適応計画を策定するよう努めるものとする」と規定しております。

努力義務ではありますが、地域に対して大きな影響を及ぼす問題であることから、市の対応についてお尋ねをいたします。

総括答弁をお聞きして、詳細については質問席より行います。よろしくお願い申し上げます。

○市長（三田村統之君）

おはようございます。4番堤康幸議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、梨赤星病撲滅対策についてでございます。対策の現状はということでございます。

梨の赤星病の対策につきましては、なし部会、JAふくおか八女、普及指導センターと連携し、取り組みを進めております。昨年度はビヤクシンを植栽している事業所に啓発を行う中で、1つの事業所で伐採について了承いただき、関係機関で協力してビヤクシンの伐採を行っております。

次に、ことしの発生状況はというお尋ねでございます。

ビヤクシンに付着する病原菌の調査を4月11日に行い、結果は、病原菌の付着は昨年より少ない状況にありました。現地の梨園では発病は見られますが、平年と比較して発生は少ない状況です。要因としては、飛散時期に降雨が少なく、適期防除ができたためと思われれます。

次に、今後の取り組みへの考え方でございますが、本年度はなし部会、JAふくおか八女、普及指導センターと連携し、赤星病に効果がある薬剤の散布試験を実施しております。新たな取り組みも含めて、今までの活動を継続していきたいと考えております。

次に、気候変動適応についての問題でございます。気候変動影響についての認識はどうしているのかというお尋ねでございます。

地球温暖化による気候変動は、平均気温の上昇による海面上昇や集中豪雨による土砂災害、農作物の不作、また、熱中症や感染症による健康被害など、世界的に危惧されている大きな課題であると認識をしております。

本市といたしましては、昨年3月に策定した八女市環境基本計画において、低炭素社会の構築を環境目標に掲げ、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの利用促進に取り組んでいるところでございます。

次に、地域気候変動適応計画策定に対する考えはというお尋ねでございます。

世界各国がこのまま温室効果ガスの削減を進めても、世界の平均気温が上昇すると予測されていることから、国は平成27年11月に気候変動の影響への適応計画を策定しました。この計画は、気候変動の影響への適応を計画的かつ総合的に進めるため、国の施策を定めたもので、気候変動の影響による被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な社会の構築を目指すものです。

また、計画には地域での適応の推進が盛り込まれており、地方公共団体においても、気候変動の影響評価の実施や適応計画の策定及び実施の促進が必要とされています。

本市といたしましては、今後とも、温室効果ガス抑制に向けて積極的に取り組むと同時に、地域気候変動適応計画については、今国会で可決された気候変動適応法を注視しつつ、県の取り組み状況も踏まえながら研究していきたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○4番（堤 康幸君）

対策が少しずつ進めていただいているということに対しましては、心からお礼を申し上げたいと思いますけれども、ここで、対策の現状の中で周知が一番大切なことだろうと、その周知の現在の方法、どういう方法をとっておられるのか、改めてお伺いしたいと思います。

○農業振興課長（原 信也君）

おはようございます。お答え申し上げます。

周知の方法ということでございますが、これにつきましては、梨の主要な地域でございます、八女でいえば岡山、長峰、黒木、それと笠原、立花の北山ですね、そのあたりの行政区への病気に対する、こういうことがございますよというチラシの配布であったり、これから新しく家を建てに来られる場合に、庭木の外観といった形で来られる事業者であったり、申請に来られる方については、こういうことが考えられますので、極力ビヤクシン類につきましては控えていただけないでしょうかということ周知をさせていただいておるような状況でございます。

以上でございます。

○4番（堤 康幸君）

今までの啓発をそのまま徹底して行っておると、回覧でチラシを配布してあったやつが、今、全戸配布ということによろしいですか。

○農業振興課長（原 信也君）

お答え申し上げます。

全戸配布かどうかの確認は、ちょっと私、そこまでしておりませんでしたけれども、これにつきましては、昨年、一昨年からずっと継続的に最低限のところ、議員おっしゃいました隣組単位でのことかもしれませんけれども、その辺のところにつきましては、私のほうでは今現在確認をしておりませんでした。申しわけございません。

以上でございます。

○4番（堤 康幸君）

関係地域においては、一応全戸配布をするということで前回の質問の折に答弁をいただいておりますので、多分そういうことで実行していただいたものと思っておりますけれども、あと、広報紙として「広報やめ」等が市にはあります。それから、ホームページもあります。

この赤星病という病気、通常、関係していない人は非常にわかりにくい病気だろうと思います。私もこういう質問をし始めてから、市民の方から、議会でどうして梨の病気の話ば出さやんとのと、そういう質問をよく受けます。この因果関係ですね、梨とビャクシン類の因果関係をきちっと説明しないと、なかなか理解ができにくい特異なものだと思っております。

全ての媒体を通じて、できれば「広報やめ」あたりでも、また、市のホームページに掲載するとか、のぞけば誰でも目にとまると、そういう状況をつくっていく必要があるのではないかなと思います。

千葉県が日本で一番梨の生産量が多い県になります。千葉県の栽培してある地方自治体の場合、ほとんどのところで防止条例ができて、その条例に基づいて対策が行われております。埼玉県もそういう市がかなりあります。

また、そういうところは市のホームページに、このビャクシンと梨の因果関係等もきちっと掲載してあるということで、できればそう対策経費がかかるわけでもありませんので、今後、そういう取り組みをしていただけるものかどうか、お願いしたいと思います。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えいたします。

先ほど私、現段階で確認しておりませんという答弁をさせていただきましたけれども、これにつきましては、今、私の手元の資料によりますと、それぞれの地域の全戸に配布をしておるということで間違いがございません。

広報の関係もおっしゃいましたんですけれども、広報についても年に、赤星病に対する害、因果関係、そういったものの啓発につきましては継続的にやらせていただいております。今、議員おっしゃいましたホームページ等の関係についても、間違った記載は当然できませんので、それぞれ普及センターであったり、JAであったり、なし部会であったり、そういった方々との協議をした中で、よりよき掲載の仕方を考慮した中で、できるものについてはやっ

ていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○4番（堤 康幸君）

チラシを全戸配布で間違ひないということで、ありがとうございます。

ホームページについては、詳しい因果関係じゃなしに、梨とビヤクシンで、その病気の概要がわかれば。

荒尾市が、もう数十年前になりますけれども、市内の各所に立て看板を立てておりました。市の特産の梨栽培に大きな影響があるビヤクシン類は植えないでくださいという看板だったと思ひますけれども、今現在はほとんど見受けません。

また、荒尾市に行くと、ビヤクシンそのものを見つけるのが本当に難しいぐらいビヤクシン類の排除が進んでおります。また、赤星病を基本的には完全に撲滅した状態になっております。かなりの年数がかかってはおりますけれども、条例をつくらずに地域に対してのお願ひ、それからまた生産者、あるいは、市は当然ですけれども、JAあたりの協力のもとにそういう結果が出ておりますので、まず知ってもらおうというのが何より大事なことだろうと思ひます。私もあえてここで質問させていただくのは、そういう啓発の一環だと捉えておるところでございます。ホームページに対しての掲載については、ぜひ積極的に掲載をお願ひしたいと思うところであります。

次に、植栽分布図の作成をしていただいておりますけれども、現在の状態でどこまで進捗しておるのか、お願ひいたします。

○農業振興課長（原 信也君）

お答え申し上げます。

昨年7月からその作業に具体的に取り組ませていただいております中で、市内の樹園地の中で、その全体の地図の中にビヤクシンを植栽してある箇所を落とし込む作業をほぼ完了させていただいたという状況の中で、現在、そういった地図をもとに、それぞれの分担の中でビヤクシンについている赤星の胞子であったりとか、そういった調査を少しずつではございますけれども、落とし込み作業ができています。その中で発生状況の確認を少しずつ行っておるような状況でございます。

以上でございます。

○4番（堤 康幸君）

ビヤクシンの植栽分布図はほぼ完成したということですかね、完璧じゃないでしょうけど。まず、それがもとになって、当然、冬胞子堆の調査を本年4月に実施されているということですが、もしその木についておった場合、胞子堆が確認された場合、ここから先が非常に大事なことだろうと思ひます。どういう協力のお願ひなり、協力要請をしてあるのか、お伺ひしたいと思ひます。

○農業振興課長（原 信也君）

お答え申し上げます。

先ほど申し上げたとおり、その地図をもとに現地を確認していく中で、地図の中に落とし込みを、例えば、ランクを1から2、3、4、その地図の中にまずは落とし込み作業をさせていただいておるような状況の中で、ビヤクシン類のある、例えば、個人のお宅であったりとか、会社であったりとか、そういったことへの直接的にその都度その都度、今現在はやっておるような状況ではございませんが、今後、その啓発活動を継続して行う必要があると認識しておるところでございます。

以上でございます。

○4番（堤 康幸君）

それでは、調査して、その冬孢子堆の確認ができた場合、直ちにそこをお願いに行く、そういうこともなかなか難しい問題だろうと思いますけれども、冬孢子堆が形成されたということは、どこか梨から飛んできておるといことですよ。必ずどこかに影響を及ぼしておるといことですので、まずそれを絶対的に排除していただかないと、この赤星病に対しての安心にはつながらないということであります。

その協力、大変難しいことだろうと思いますけれども、そういうところにきちっとした文書を、この所有者にその後の梨園に対する影響とか、そういうやつを書いた、何かの形で知らせんと、調査した意味もなかろうと思いますけれども、そこら辺についてはどうお考えでしょうか。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えいたします。

確かに議員御指摘のとおりだろうと思います。それにつきましては、当然早期発見、早期対応というのは基本的なスタンスになってこようかと思っておりますので、そういうスタンスの中で、この啓発活動を進めていく必要があるのではないかと考えております。

先ほど議員から伐採という話があった中で、当然、八女の中では岡山校区であったり、長峰校区であったりとか、特に梨とお茶という感じで隣接しておる地域がございまして、その中にございます企業であったりとか、大きな企業は特に数多くのビヤクシンが植わっております。そういった中で、昨年2月にはなし部会、JA、市と協力して啓発をした中で、約70本から80本のビヤクシンを伐採していただくという了承をいただいた中で、一番梨園の多い地域での伐採ということで協力をしていただいている事例もございまして、そういったことで啓発活動はじゃんじゃん進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○4番（堤 康幸君）

非常に熱心に取り組んでいただいておりますというのはわかっておるつもりでございます。ビュクシン類の排除の取り組み、今、課長から、70本から80本ぐらいの伐採が行われたと、こういうことに御理解いただいて協力いただいた所有者の皆様には心からお礼を申し上げたいと思うところです。

迷惑がかかるならとか、そういう理解をいただいて、因果関係を理解いただいて伐採に協力いただいて、そういう例をどんどん広げていながら、できればこの撲滅に向けての取り組みを着実に進めていただきたいと思いますし、今、議会開会前に同僚議員から、長峰小学校のビュクシンが伐採してあるという話を聞きましたけれども、課長、確認されてありますか。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えいたします。

長峰小学校のビュクシンが伐採されたということは、現在、私はまだ認識しておらないところでございます。

○4番（堤 康幸君）

カイヅカイブキが代表的なビュクシン類の一つの種類だろうと思います。生け垣に非常に向いておる、あんまり手が要らんとですよ。簡単に刈り込みもできるし。仮にほったらかしておっても、そう変な形にはならんしですね。特に工場とか、学校あたりも結構植わっておりますけれども、家庭というか、住宅の生け垣なんかにかなり使われております。

それと、今、特に長峰、岡山あたりは割と住宅の新築が進んでおります。大変いいことだろうと思いますけれども、ちょっと洋風な住宅の一戸建てあたりには、同じビュクシン類でもスカイロケット、コロラドビュクシンあたりを非常に今、見受けるわけですよ。値段もそう高いものでもないし、植えておけばあんまり手も要らんしですね。樹齢が若い間は非常に見かけもいい。

こういうやつを排除というのが、新規に植え込みがなされる、これに対しては建築確認申請の際に、できるだけこういうやつを植えないでくださいというお願いの文書を渡していただいておりますけれども、常にそういう植栽の状況においては調査確認が必要だろうと思いますけれども、考えをお願いします。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えいたします。

先ほど言われたように、建築確認の際に、業者であったり、建主さんであったり、そういう啓発は継続的にやらせていただいております。その中で、確認あたりの作業につきましては、当然随時とり行う必要があるのかなという認識をしておるところでございます。

以上でございます。

○4番（堤 康幸君）

70本から80本の伐採ができた、これは大変なことだろうと思います。こういう結果を出していただいた皆さん方にお礼をまず申し上げたいと思います。

それでは、ことしの発生状況、先ほど市長答弁にもありましたけれども、その年々の天候のぐあいで多少発生状況も変わってくるだろうと。この70本から80本伐採をしていただいた、当然、冬孢子堆の確認のできた木だろうと思いますけれども、この結果として、伐採と今年の発生状況との関係を調査してあるようでしたらお願いしたいと思います。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えいたします。

70本、80本の伐採を協力していただいた中で、現地調査に回ったところにつきましては報告させていただきましたけれども、確かに発生の状況は少ないという報告を受けております。

ただ、その因果関係を科学的にどうのという、そこらあたりまでの分析をするにはまだ至っておりませんので、ただ、確かに中心的なところでの非常に数多くのビヤクシンで、多くの方向に風向きで飛散をしようとしたという状況を考えますと、これにつきましては非常に効果があったのかなと考えております。

以上でございます。

○4番（堤 康幸君）

まず、木がなくなれば、確実に小生子が飛んでいく率は低くなりますので、減るはずです。1つの園地に何カ所からのビヤクシンの影響があった場合は、必ずしも1カ所がなくなったから、急に病気が出ないようになるということはないかもしれませんが、少なくとも木が減っていきよる以上は減るだろうと、そういうことをずっと粘り強く続けていく必要があるのだろうなと思っておるところです。

地域によってかなり違いますよね。そういう取り組みというか、撲滅に対する意識にしても。また、これは残念なことに、生産者の意識も物すごく違う。自分の畑にこの病気の発生がないと、あんまり興味がないというか、関心がないと、そういうところもありますし、ただ、これは仮に今は発生するような状況になくても、その園地の飛散範囲と言われております1.5キロメートル以内の中に、もしカイヅカイブキでもスカイロケットでも植えられたら、当然これは発生する可能性が出てくるわけですから、本当なら部会全体として、自分のこととして取り上げてもらうような、できれば市のほうからも、なし部会の会合であるとか、そういう機会があるときに、そういう旨の周知もお願いしたいと思うところではあります。

今後の取り組みですけれども、広報活動の強化、それから、まだ冬孢子堆を確認したビヤクシン類完全排除ではありませんので、先ほどから課長が言われておりますけれども、お願いをしながら、徐々に排除していくと。要するに、基幹産業が農業ということで、市のほう

でも十分な認識をしていただいております。果樹農業の振興、農家の経営の安定と安心のため、また、果樹の場合は新規就農というのはなかなか難しい問題でもあります。その畑で収支がとれるようになるまでかなりの年数がかかりますので、今、栽培してある方の後、きちっと継承ができるような、一つでもそういう障害は取り除いていかねばならないとおっしゃるところです。

今後の取り組みへの意気込みと、そういうことをひとつ課長からお伺いしたいと思います。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えいたします。

議員おっしゃるとおりだという認識で私も思っておるところでございますので、これにつきましては継続的、持続的に行っていく必要があると認識しておるところでございます。

1点、この件については触れておりませんでしたけれども、農薬の関係で、先ほど言ったように岡山、長峰あたりは茶園等の隣接が多いということで、この防除についての試験的なことを、なし部会の梨園の中で現在取り組みをしておるような状況もございます。これが梨に被害が出ないという、お茶にも当然出ない、梨にも出ないということであれば、少しずつでありますけれども、効果が出るのかなということで、これにつきましては、今後なお、こういった病気の撲滅のために力を入れて研究していくところでございます。

以上でございます。

○4番（堤 康幸君）

それこそ完全排除、ビヤクシン類を市内から排除してしまうまでの間は当然農薬との兼ね合いが、農薬散布というのは当然必要になってくるだろうと。また、ネガティブリストからポジティブリストに農薬の規制が変わってから、そばにある作物の種類次第では、農薬の選定が非常に難しくなっておる状況もあります。

そういうところも含めて、この赤星病に関しては、ビヤクシン類がなければ絶対出ない病害でございますので、この点を十分頭に入れながら、本当にお願ひして、個人の所有してあるやつを切ってもらおうというのは大変な苦勞だろうと思います。

ただ、その苦悩の分だけ、それで助かる人がおると、八女市の農業振興に大きな貢献をするという気持ちを持って、本当に大変だろうと思いますけれども、昨年からことしにかけてこういう伐採をしていただいておりますので、引き続き御尽力いただきますようお願い申し上げます。この件に関しては終わりたいと思います。

続いて、気候変動適応についてということですが、気候変動影響、気候変動に起因して、人の健康または生活環境の悪化、生物の多様性の低下その他の生活、社会、経済または自然環境において生ずる影響となっております。

分野別に施策として、農業、森林・林業、水産業が1項目、それから、自然生態系、自然

災害・沿岸域、水環境・水資源、産業・経済活動、国民生活・都市生活、健康という7つの分野で施策を展開するようにはしておりますけれども、まず、これは所管は環境課だろうと思っておりますけれども、これに対しての現在の認識をお伺いしたいと思います。

○環境課長（原田英雄君）

お答え申し上げます。

議員御質問の今回の気候変動の影響について、いわゆる温暖化の影響についての市の考え方という御質問かと思っております。

基本的には先ほど市長答弁にございましたように、やはり温暖化による影響というのは世界的な課題であるということは、人類の共通認識であろうかと思っております。とりわけ議員御承知のとおり、世界的に気温が上昇する中、特に19世紀後半から、一般的には100年で世界的に0.72度だったかと思っておりますが、日本ではそれを超えて、1.1度以上の気温上昇が起きていると言われております。

こういうことを受けながら、これまで我が市も含めまして、国を挙げて地球温暖化対策に、温対法あるいは省エネ法等に基づきながら取り組んできたところでございます。加えまして、昨年度策定いたしました環境基本計画の審議の折にも、やはり重要な課題として認識しておりますし、市としての対応が必要な大きな課題と認識しているところでございます。

そういう中で、今後の気候変動の影響というのは、今、議員御質問にありましたように、国においては7つの項目として分けられておりますけれども、御承知のとおり、特に最近の気象の変動によります自然災害の激増でありましたり、あるいは逆に干ばつでありましたり、あるいはそれらによります市民生活もさることながら、やはり農林業等に与える影響等々が、特に本市においては直接的に大きな影響があるのではないかと認識しております。

したがって、環境基本計画の中でも、やはり他方では温暖化対策を取り組みながらも、そういったものへの対応というのが今後必要になってくると認識しているところでございます。

以上でございます。

○4番（堤 康幸君）

環境計画の中でいろいろ対応がなされておる分、この気候変動の適応については緩和と適応策と、車の両輪だと言われております。どちらかという緩和策のほうが多いんじゃないかなど、温室効果ガスの低減策ですね。

適応について、今、環境問題で八女市で大きな問題はないと思っておりますけれども、水温、水質の変化とか、そういうことがここであつたおわけです。それから、雨が降ったり降らなったりと、降らん時期がまたえらい長かったり、降り始めるととてつもない雨が降ると、こういう中で水の確保あたりに影響が出はしないかというのがこういう適応策の中に

入っておりますけれども、基本、八女市の場合はそこまで深刻ではないのだろうなと考えておるところです。

健康面についてお伺いをしたいと思いますけれども、熱中症や感染症に対しての健康推進課としての認識はどういう対応をされるのか、お願いしたいと思います。

○健康推進課長（橋爪美栄子君）

お答えいたします。

地球温暖化とは、単に気温が上昇して暑くなるという現象ではありません。温暖化すると気候条件が変化し、自然や社会にもさまざまな影響が生じます。その中で自然環境への影響、あるいは人間社会への影響というものがあり、その中に人への影響というものがございませ

す。健康影響では、気温が上昇して熱中症などが増加する直接的な影響と、気温や雨量などが変化することによって生じる間接的な影響とがございませ

す。直接的なものとしましては、熱波の増加による熱中症の増加、間接的なものとしては、媒介動物等の生息域、活動の拡大によりまして、マラリアやデング熱などの感染症の増加、水、食物を介する伝染性の媒体の拡大による下痢や他の感染症の増加、大気汚染との複合によるぜんそくやアレルギー疾患の増加と認識しております。

現在でも、国や県のほうからダニ感染による注意喚起とか、エボラ出血熱の注意喚起、マダニ及び蚊感染症に関する注意喚起、ジカウイルス感染症による情報提供等が届いておりますので、今後も国や県の指導により周知に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○4番（堤 康幸君）

熱中症の発生ぐあい、患者さんの数とか、熱中症に対応しての市民への広報と、そういう点は今どう考えておられるのか、お願いします。

○健康推進課長（橋爪美栄子君）

熱中症についてお答えいたします。

毎年、夏に「広報やめ」におきまして、熱中症とはこういった症状ですよということとか、熱中症の世代ごとの特徴と注意点、乳幼児期、青年期、高齢期、成人期、それと、熱中症の主な症状と対処法について、軽度、中等度、重度等について、主な症状と対処法について、介護長寿課と健康推進課で「広報やめ」において周知をしているところでございませ

以上です。

○4番（堤 康幸君）

日本気象協会のプロジェクト推進の中に、「熱中症ゼロへ」というサイトがあるのを御存じでしょうか。けさ確認をしましたけれども、「あなたの街の患者数予測と熱中症情報」、

「少ない」、それから「非常に多い」、5段階で1日3回、6時、12時、17時に更新がされております。実は本日、福岡県は「多い」という情報になっておりましたけれども、その点、課長いかがですか。

○健康推進課長（橋爪美栄子君）

お答えいたします。

熱中症の数までは把握しておりません。

以上です。

○4番（堤 康幸君）

患者の数じゃなしに、こういうサイトがあって、きょうどういうふうに、毎日毎日それが出ておるようすけれども、来週の月曜、火曜は「非常に少ない」ということになっておりました。

これはあくまでも予測ですから、それを全面的に信用するわけにはいかんと思いますけれども、実は5月12日に、私は延命球場に、軟連大牟田の還暦の野球の試合に出ました。審判員の方から試合開始の挨拶のときに、きょうは非常に暑くなりますので、水分を十分とりながら試合に臨んでくださいという注意喚起がありました。長く野球をやっておりますけれども、審判員から試合開始前にそういう注意があったのは初めてだったと思います。

それぞれ自分の健康のことですから、そういう部分は自分でしっかり対応するのが筋ではありますが、こういう適応計画の中で、いろいろな意味で熱中症に対しての意識を持たせるための方策は必要ではないかなと思っておりますけれども、FM八女とかホームページあたりで熱中症が発生というか、そういう患者が出る予測がされるときに情報を流すようなことは考えておられませんか。

○健康推進課長（橋爪美栄子君）

お答えいたします。

熱中症につきましては、「広報やめ」で周知をしているところでございますが、今後、必要に応じて、ホームページとかFM八女で周知を行っていきたいと思います。

○4番（堤 康幸君）

それでは、気候変動の影響で、非常に経済的にも影響を及ぼす農産物の品質低下の面についてお伺いをしたいと思います。

温度が高くなるということは、結局、特に植物の場合は温度の適正範囲というのがある程度幅がありまして、その中で栽培しておるわけですが、特に温州ミカンの場合、過熟ぎみの傾向が見られていると、浮き皮という言い方をされておりますが。こういう結果が出るというのは、確かに現実的にはあんまりよくないことだと思います。

ただ、温度が上がってくるということは、要するに適地が移動することだと考えておりま

す。米の場合は、今、高温耐性品種あたりがかなり育成されて、そういう対応がされておりますけれども、適地の移動ということになると、今まで十分な栽培ができなかったところが栽培可能になる、こういうやつも適応計画の中には当然盛り込むべきではないかなと考えております。

特に今、八女市の場合、中山間地が物すごく多いわけですがけれども、なかなか新規就農者、きのう同僚議員から質問もあっておりましたけれども、ほとんど新規の人たちが施設園芸とか、一年生作物に向かわれる場合が多いと。また、果樹類のようにかなり時間のかかる作物には、なかなか新規で取り組むというのは難しい問題があります。

そういう意味で、私は農業移住、今までここが最高の適地と言われておったところが、今、物すごく苦勞しておると、栽培上、温度が高過ぎて。そういう人たちが適地を求めて、60年前は山間地から有明海沿岸のほうに適地を求めて移動がなされました。こういう状況になってからは、今度は要するに、有明海沿岸で今まで名産地、特産地と言われておったところの人たちがちょっと内陸のほうに栽培に入ってくる、これが一番、地域の耕作放棄地あたりの対策には、逆に気候変動をプラスに生かしていくという方法になりはしないかと考えておりますけれども、そこら辺の認識をお伺いいたします。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、気候のこのような状況の変化の中で、先ほどおっしゃいました品質の低下であったり、適地が変わってきたということにつきましては、私どもも認識をしておるところでございます。

ただ、それぞれ適地というものが、温度が上がることによって南の作物が若干上のほうに適地が移動してきたということも確かに出てきている状況もございます。うちとしても、当然適地ということにつきましては考えていく必要もありますし、そこには当然、人というのにも必要になってこようかと思っております。

これにつきましては、それぞれの関係機関で今協議を進めておりますけれども、前議員のときにもお話をさせていただきましたけれども、品種の改良であったりとか、そういったことにつきましても、県、普及センターあたりもそういう改良ができないかと、適地になる作物はないかという検討もさせていただいておるような状況でございます。ある程度この件につきましては、農作物へのいろんな問題が生じてきておるところは認識をしておるところでございます。

以上でございます。

○4番（堤 康幸君）

この適応計画というのは、どちらかというとマイナス面というか、支障が出る、悪いほう

に影響が出るやつに対してどう計画を立てていくかということが主なことになっておるような気がしますけれども、こういう計画の中で、いい影響、必ずしも温暖化が地域にとって悪いことばかりでもない、そこをうまく利用できれば、中山間地を大きく抱える八女市としての農業移住等を十分考えることができるのではないかなと思っています。

新規で果樹栽培というのは、先ほど言いましたようにかなり厳しい条件があります。ただ、今、玉名地域あたりに私しょっちゅう行きますけれども、結構後継者が残って、一生懸命ミカン栽培をしています。だんだんこれがつくりにくくなってきておると。

そういう面で、基盤をしっかり持った人が新たな場所、より適地を求めて入ってくるというのが一番、仕事を持った人を連れてくるというのが一番人口減少対策にもなるし、耕作放棄地対策にもなる、いろいろな面でいいことがいっぱいあるのではないかなと考えておるところです。こういう計画の中にそういうことを盛り込んでいただければ、積極的にそういうやつを支援しながら、中山間地がもう一回、今、耕作が放棄されておる畑が稼げる畑になるように、そういう一つのチャンスではないかなと考えるところです。

それから、林業振興課のほうにお伺いたします。

バイオマス発電の計画がなされております。地域資源を利用するということですが、これは温室効果ガスの削減という意味も含めて、まきストーブあたりの推進が考えられないかと考えておりますが、お答えをお願いします。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

まきストーブの推進といいますか、普及といいますか——の関係につきましては、現在、先ほど議員おっしゃいました木質バイオマス発電の事業化に向けまして、民間のほうと協議を進めておるところでございます。

そういった中で、やはりその原材料となるのが木質チップということで、チップにもよりますが、そのチップにおきましても、いろいろ、例えば、農業用ボイラーとか、そういったものにも使用できるという部分もございます。

このまきストーブに関しましては、現状としてはまだ計画としては全く持っていない状況でございますので、今後、林業者、それから、市民の皆さんの御意見等々をいただく中で、そういったまきストーブ等々の普及といいますか、考え方が出てくるのであれば、今後、その検討をしていくべきだとは考えております。

以上でございます。

○4番（堤 康幸君）

気候変動に対しての緩和策のほうで、温室効果ガスの削減ということでバイオマス発電も考えられておりますし、特に地域資源を生かすということで中心に置かれておるようでございますけれども、適応策のほうとは多少は、車の両輪の片側になります。まきストーブの

推進、あるいは世界初の専焼バイオマス発電所が山口県に、竹を利用した発電所が昨年10月17日に起工式を開いたと、御存じですか。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

その点については承知をしているところでございます。竹のほうの発電に関しても、今、技術が開発され、有害物質を発生しないような形での発電設備とか、そういったものは徐々に普及しておりまして、そういった部分は認識をしているところでございます。

○4番（堤 康幸君）

八女市にとっては、竹も非常に重大な問題になりつつあります。場合によっては、竹を燃料にするストーブの開発等も考えていけば、当然、八女市全体からすれば、温室効果ガスの発出よりは、大量の酸素を出しておる地域だろうと思えますけれども、全体で温暖化が温室効果ガスの濃度が高くなったことが原因だとも言われておりますので、そういう面で化石燃料を使わずに地元にある資源を使いながら、こういう気候変動に多少でもいいほうに影響ができればと考えておるところです。よろしく願いいたします。

I P C C——気候変動に関する政府間パネルと、第5次評価報告書、これは平成26年に出しておりますけれども、この適応は、場所や状況によって異なり、あらゆる状況にわたって適切な単一のリスク低減法は存在しないということで報告がなされております。

この適応法の中にも、地方公共団体の負担等も考慮し、計画の策定は今、一応努力義務ということになっておりますけれども、地域に応じた適応計画の策定はぜひとも必要だと考えますので、この点、市長よろしく願いいたしたいと思えます。市長の意気込みをお聞かせください。

○市長（三田村統之君）

お答えします。

国の法制度が改定になったばかりでございまして、これからの林業を含めてさまざまな課題を、森林を持つ地方自治体が抱えて、しかも財政的な負担も当然ありますし、国の補助制度も今後もさらに出てくる可能性ももちろんありますし、出てこない、地方自治体だけでこれを処理していくことは不可能です。

ただ、バイオマス発電を初め、竹材の活用については今研究中でございまして、これから具体的にどういう形でこれらの林業の活性化をできるのか、今、さまざまな角度で民間企業の参入も含めて検討している段階でございまして、少し時間をいただかないと、早急に結論が出る話でもございませぬので、精いっぱい我々としては研究し、さまざまな全国の、あるいは世界の状況を踏まえながら、何が八女にできるのか、このことを考えていきたいと、かように思っています。

○4番（堤 康幸君）

大体、気候変動の中で一番中心になる自然災害について、本来は防災安全課のほうにお伺いするべきでございましたけれども、第4次八女市総合計画の第1章都市基盤づくりの4番目に災害に強いまちをつくるということで、もう既に規定してありましたので、今回は質問は控えさせていただいたところです。

この地域に対しての気候変動というのは、物すごくいろいろな意味で影響を出します。健康から産業全て。特に建設関係はですね。そういう意味で、ぜひともそういうことも含めたところでの市民の生活が安心・安全で過ごせるように、こういう地域気候変動適応計画の策定をお願いいたしまして、質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（川口誠二君）

4番堤康幸議員の質問を終わります。

11時15分まで休憩します。

午前11時5分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

19番井本政弘議員の質問を許します。

○19番（井本政弘君）

皆さんお疲れさまです。19番井本政弘でございます。一般質問を行います。

私の質問は2点でございます。

まず1点目、林業振興対策事業について質問いたします。

当市においては八女材の需要拡大を目的とした八女材普及促進住宅資材助成事業が平成23年4月から3カ年事業として開始をされ、継続を重ねながら8年目を迎えております。平成31年度が3カ年事業の最後の年ということになりますけれども、以降の継続と制度の見直しも含め、今後どう取り組まれるのか、お尋ねをいたします。

それから2点目です。緊急通報システムについて質問します。

昨年度まで実施されておりました消防方式と呼ばれるシステムから、今年度、コールセンター方式という新しい緊急通報システムに移行されておまして、既に昨年度まで利用されていた市民への説明なり、また新しいシステムへの切り替え作業が進んでいると承知をしております。新システムの概要、それから今後の取り組みについて質問をいたします。よろしく申し上げます。

○市長（三田村統之君）

19番井本政弘議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、林業振興対策事業についてでございます。八女材普及促進住宅資材助成事業の取り

組みについてでございます。

八女材普及促進住宅資材助成事業につきましては、木造住宅の普及拡大及び八女材の需要拡大を図り、八女市林業の発展と木造住宅関連産業の活性化に資するとともに、市内への移住・定住化を促進することで地域の活性化を図ることを目的としています。

助成内容は、市内にみずから居住するための新築または増築を行う八女材を使った木造住宅に対し、申請者が市内の方の場合は500千円、市外からの転入者の場合は800千円の助成を行っており、平成29年度実績では市内在住57件及び市外からの13件の転入に対し38,900千円の補助金を交付したところです。

緊急通報システム事業についてでございます。新しい緊急通報システムの概要と取り組みについてでございます。

新たな緊急通報システムは、緊急ボタンを押すとコールセンターがつながり、保健師や看護師の資格を持った専門のオペレーターが迅速丁寧に対応をします。

新システムの特徴は、体調が悪いときや不安を感じる時など、いつでも、何度でも緊急要請や相談ができ、安心感を持って住みなれた地域で生活を続けていただくことにあります。4月1日現在で186人の方が登録、利用されており、これまでに438件の相談や緊急の通報を受け、うち8件の救急要請を行っております。

新たな緊急通報システムでは、あらかじめ利用者の基本情報を登録する必要があることから、これまでは全ての更新者宅を個別訪問する作業を行ってきました。現在は、新規利用申請者の受け付けも随時行っております。ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の方々が、在宅で安心した生活が続けられる一助となるものと期待をしております。

以上、御答弁申し上げます。

○19番（井本政弘君）

まず、八女材普及促進住宅資材助成事業、このことについて質問いたします。

当然、林業の振興ということになると需要と供給のバランスということも当然あります。林業の経営者なり、それから作業員の数とか後継者の問題とか供給側についてはいろんな問題がありますけれども、このことについては国なり県、市も含めて、いろんな対策、支援がなされているというふうに思っておりますが、なかなか難しいことではございます。

そこで、私は今回、需要のほう、需要の拡大ということで絞って質問するわけでございます。

まず確認ですけれども、この需要の拡大についての市の取り組みというのは、この住宅資材の助成事業、これだけだというふうに私は承知をしておりましたが、そのことについて答弁をお願いします。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

お答えいたします。

今の需要の拡大という部分におきましては、確かに議員おっしゃるとおり、今、八女材のこの新築住宅の補助のみと、市で単独でとり行っている部分についてはこの部分だけということでございます。

○19番（井本政弘君）

そこで、平成23年からスタートをしております、平成26年4月に一度見直しがあつて現在に至っておるといふことですが、近年で結構なので、実績といたしますか、どういう助成になっているのかですね。例えば八女市内、これは当然市内の建物ということに限られていますので、八女市内で大体年間どのくらいの着工件数があつて、その中で補助を受けている件数とか、そのあたりの少し説明をお願いします。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

市内の新築木造住宅でよろしゅうございますかね。過去からさかのぼりまして平成26年度からいきますと、新築の家屋棟数、木造住宅で194棟が建設をされております。そのうち八女材の補助を申請された件数というのが32件でございます。比率にしますと16%。それから、平成27年度でいきますと木造住宅の建築件数が129件、八女材の補助を交付した件数が33件、26%でございます。それから、平成28年度が木造住宅が119件のうち八女材補助が49件、これは41%になっております。それと最後に平成29年度でございます。建築件数が非常に多くなっておりまして、木造住宅が建てられたのが198件、八女材補助につきましても伸びておりまして、70件分。ということで比率からしますと35%ということになっております。

以上でございます。

○19番（井本政弘君）

近年のデータを今報告いただきましたけれども、着工件数については伸びたり伸びなかったり、それから申請の件数については徐々に伸びているということだと思います。

それで、私がまず聞きたかったのは、この事業を通じて、林業というか八女産材がもっとより一層に普及をしていかなければならないということだと思うんですね。この事業をやっておるから、年間予算を組んだから、このままで横ばいでもいいという考え方じゃなくて、少しでもやっぱり八女材を使ってもらふということが大きな目的だと思うんですけども、このことについて、まず市長はちょっとお疲れのようですので、部長と副市長にお尋ねをしたいと思います。どういうこの事業の進展というか、これからどうあるべきかということを考えておられるのか、ちょっとお尋ねします。

○建設経済部長（松延久良君）

お答えいたします。

今、担当課長が申しましたとおり、この事業につきましては着実に件数は伸びてきており

ますし、それに伴いまして八女産材のすばらしいよさというのも同時に発信できているんじゃないかならうかと思っております。

したがいまして、当面、この状況で今後、この事業については進展させていくべきじゃないかと考えております。

また、違う部局になりますけれども、林業の6次産業化ということで別の視点から、また八女産材のよさを発信するといったような事業も並行して行われておりますので、その両面から八女産材のよさを発信していくべきじゃないかと思っているところでございます。

以上でございます。

○副市長（鎌田久義君）

お答えいたします。

この事業も平成23年度からつくりまして、八女材の普及に貢献するよさということで、ちょうど私が合併後、担当課でございましたので、これをつくったわけでございますけれども、その間に消費税が上がったもので、そこら辺で単価的な補助金もちょっと改正したところでございますけれども、それと定住ですね、八女市としての定住策も組み入れて、この八女材の普及だけじゃなくて、そういった意味合いでこの事業をつくったということでございます。

ほかにいろんな、その間に地域振興課のほうで、今いろんな形で住宅の関係の政策をしておりますけれども、この八女材につきましては、この間、森林組合のほうに行く機会がございましたので、ちょっと話したわけでございますけれども、単価的にはあんまり変わっていないわけですね。逆に、杉とヒノキの昔は差があった中で、単価的にはあんまり差がないような状況に今なりつつあります。杉が10千円ぐらいとして、ヒノキが13千円台と。昔はまだ幅があったわけですね。だから、そういった意味合いも含めて、いろんな形で今、八女材の普及に尽力しておりますけれども、国の政策、県の政策でいろんな森林環境税も含めて、来年度からまた国も導入される予定でございますけれども、やっぱりこういった八女材の普及については大事なところでございますので、今後ともいろんな状況、経済状況も含めて勘案しながら考えていきたいと思っております。

以上です。

○19番（井本政弘君）

これは私、個人的な考えなんですけれども、何割、徐々にふえているとは言ったものの、パーセントでいくと数%か10%だと思うんですが、唯一、市で行う補助事業というか、需要拡大を目的とした事業ということで、もっと思い切って伸びてもいいんじゃないかならうかと思うんですね。伸びないと、なかなか需要拡大という目的は達成できないのかなと思っております。

ということは、例えば、八女市内の建築だけじゃなくて県土整備事務所の管内とか、となると筑後市とか広川町とか、もっと広くなれば県南、最終的には県内の物件とか、そういうところまで八女材を使っていたらいいんじゃないかなと思うので、きょう質問しております。

ただそこには、今、副市長も言われたように、定住促進というのがここに絡んでおるわけですね。ですから、八女市内の住宅に限ってということだと思っております。

もう一つ、私がずっと疑問に思うのが、八女市内の方が八女市に住宅を建てる際に八女材を使った場合には500千円、それから市外の方が八女市に家を建てて、その折に八女材を使った場合には800千円。この300千円の差はどういう目的があるんでしょうか、お尋ねします。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

今の点についてお答えいたします。

これは平成26年度の改正時におきまして、市内の方500千円、それから市外からの転入に関しましては800千円ということで差をつけた経過がございます。

その理由としまして、当時、やはり住宅用資材として八女材を大いに活用していただくことが第一前提の目標でございまして、それプラス定住、要するに家を八女市内に建てていただくということは、一生とはいいませんが、一つの一生の財産で八女に定住をしていただくという形になっていきますので、そういった移住・定住を促進すると。あわせてUターン等の促進を図っていくという目的の中で取り組みを、市内の方につきましては500千円。当時の500千円の基準が、実は県のほうでも、議員御存じかと思いますが、住宅、県産材の木造住宅に関しての補助がございまして、それが最大で約470千円という経過がございましたので、500千円という基準を設けさせていただいたところなんです。

それをあわせて、移住・定住を促進するという形で300千円の差をつけまして転入者の方につきましては800千円という形で、これにつきましては林業振興対策協議会の中でも議題として委員さんの御意見を伺った中で決定した経過がございます。

以上でございます。

○19番（井本政弘君）

少し意地悪な質問をしますけれども、この補助金額が800千円ということで市外の方が八女市に来られますでしょうか。済みません、300千円の差があるということで、あえて八女市に来られますでしょうか。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

今の点につきましてですけれども、実は平成29年度に平成26年度からこの補助金の交付をした方に対しましてアンケート調査を行いました。私どもも補助金の効果検証をしていかな

ければならないという意味で、アンケートをさせていただいたところでございます。

そのアンケートの中に「新築の計画をされたときに八女市以外の近隣市町村に新築することも検討されましたか」という質問の中で、「検討した」という方は12名いらっしゃいました。「少し検討した」と回答された方が19名いらっしゃいました。「全く検討しなかった」という方が70名。この70名は、実は市内の方という部分では判明しておりますので、市内の方はもともと近隣町村に移築するというのは考えていらっしゃらない。市外の方は検討したということが多かったようです。

それから、その次に今、問い3で「検討した」もしくは「少し検討した」ということを答えられた方に対して、「この助成事業が八女市内に新築するきっかけになりましたか」という設問に対しては、「なった」という方が19名いらっしゃいます。「ならなかった」という方ももちろんおられますが、8名。「どちらともいえない」という方が6名ということでアンケート調査のほうでは出ておりますので、この助成事業というものが何らかの八女市に家を建てるという部分でのきっかけになったというのは、私どもこのアンケート調査の中で評価をしているところでございます。

以上でございます。

○19番（井本政弘君）

市外の方が八女市内に家を建てられて、そのときに八女材を大いに使っていただきたいと私も思っております。

ただ、今お尋ねしたのは、その300千円の差で八女市に建てたいのかという質問だったんですけど、これは愚問かもしれません。

なぜこんなことを質問しているかといいますと、私も建築に絡んでおりますので、ある八女市内の建て主さんがこの制度を使われて補助金をいただいておられます。ただ、その方から言わせると、我々は小さいときから八女に住んで仕事をし始めたら八女に税金をずっと納めてきておる。その納めてきておる八女市民が何で500千円で、今まで税金を納めていない外部から八女市に来られる方が何で800千円だと。その300千円の差は何かということ言われたんですね。だから、よく考えたら私もそう思ったんです。定住促進といいますけれども、例えば、きょう資料を出していただいております。それでこの資料を、これは地域振興課で作成したんですかね、A3のですね。これの1ページ目をコピーしていただいておりますけれども、八女市の主な定住支援施策を紹介しますということで各ページに、例えば、今、資料をいただいておりますのは住まい、それから裏面にいきますと、私が持っている部分については子育てとか、それから教育、結婚、仕事、いろんな分野で、これは全庁的にということで定住促進ということを頑張っていたいただいております。

ただ、この中で見てみますと、まず上から4段、地域振興課の定住対策係、ここが窓口と

して行っている住宅関係の支援ですね。これは定住促進を大きな一つの目的にしていますので、やっぱり市外から見える方、市内の方との差というか、ちょっとそこに差をつけて来てくださいよという施策になっております。

それ以外のこの施策というのは、市外も市内も関係ないですよ、ほとんどが。八女市にはこういうことを頑張っていますよというPRなんですね。だから、市外の方も市内の方も八女市に住まればこういう恩恵——恩恵というか、あずかれますよというパンフレットです。この中で1つだけ、今、私が質問しております八女材の普及に関する補助事業、これが林業振興課なんですよ。林業の振興を図るための課だと思えるんですけども、その中に定住促進をくっつけてしまった。私はくっつけてしまったと思います。

冒頭の市長の答弁で、この事業の目的というのが述べられております。私もちょっと読み上げますけれども、「この事業は木造住宅の普及、拡大を促進し、八女材の需要拡大を図ることで八女市林業の発展と木材、それから木造住宅関連産業の活性化を目的とする」となっておけばよかったと思うんですけども、その次に「とともに定住促進化に資する」ということがくっついたわけですね。

ですから、私が言いたいのは、例えば、先ほど言いましたように、八女市内の建物だけじゃなくて市外の建物、県南、それから県内、そういうふうにエリアを広げていって拡大するという方法もできると思うんですよ。まだまだほかにも方法がいろいろあると思います。市内のまだまだ着工件数に対して十数%とか二十数%ですから、市内の建物についてもいろんなまだ促進する方法はあると思うんですけども、そういうことをやるためにこの定住促進がネックになっては困ると思うんですね。だから、林業振興課の事業ですから私は林業振興に徹していただきたい。そうすることで、もっと拡大につながっていくと思っております。

答弁は結構です。恐らく堂々めぐりと思うので、この事業については3カ年事業ということで平成31年度、来年度いっぱい3カ年になると思います。平成32年度以降についてはまた見直し——ぜひとも継続をしていただきたいんですけども、その中で見直しを十分検討していただきたいと思っておりますので、そのことをお願いして次に行きます。

次の質問は、これはわくわくするような質問なので、答弁もここにこやっていただきたいと思っております。

これは介護長寿化の窓口ということになりますが、新しい八女市緊急通報システムについて。

このことについて市長答弁である程度の理解はできましたけれども、もう少しこの事業は、下手をするとという大変すばらしい事業になると思っておりますので、この事業のまず概要を説明してください。緊急通報だけじゃなくて、いろんな付加価値というのがありそうなので、時間はたっぷりあります。時間を差し上げますので、ぜひとも、ゆっくりで結構ですの

で、説明をお願いします。

○介護長寿課長（平島隆夫君）

お答えいたします。

この概要につきましては、一般質問資料としてお配りしておりますので、詳しくはお読み取りいただけるものと思いますが、このシステムの旧システムは緊急のときに救急車、あるいは消防車を要請することが目的のシステムでございました。今回の新しいシステムにつきましては、これらに加えて相談対応、あるいは安否確認、日常生活のサポートといったところにも重点を置いて進めているところでございます。

昨年12月から随時更新、切りかえをしてこのシステムがスタートしてきたわけですが、先ほど市長からの答弁にもございましたように、利用者からの通報については438件ということでしたが、このシステムはオペレーターからの定期的な安否確認とかも行ってあります。それらを含めると、この4カ月で1,968件の通信実績の御報告をいただいているところでございます。今まで課題になっておりました誤報という概念が、新システムでは存在しないものであるということで御理解をいただきたいと思っております。

具体的に、じゃどういうことで活用いただいているかということについて少し触れさせていただきますが、例えば、タクシーの配車依頼だったりとか、体調変化に伴う御相談、あるいはお出かけ、あるいは帰宅時の御報告といったこと、さまざまなことに御利用いただいているようです。

この新システムならではの事例といいますか、その対応について幾つか御紹介を差し上げたいと思いますが、室内の酸素吸入器をお使いになっている方からの通報でございしますが、赤いランプが点滅して警告ブザーが鳴っています、取り扱い業者に連絡いただけませんかという通報がございました。これについては看護師の資格を持ったオペレーターが即座に対応いたしまして、事前に登録をしている機材とかを確認しながら遠隔で指導をしながら通常運転に復旧をさせたという事例もございします。それから、ブレーカーが落ちて、ちょっとブレーカーが高いので届かないんだけどという御連絡もあります。これらについては登録された近くの協力員さんに連絡をして、そしてすぐに復旧をさせるという事案。それから、御自宅の裏に30センチぐらいの大きなスズメバチの巣があるんですけど、これについてハチもいないようなので、自分で棒でつついて落としていいかという御相談。これにつきましても、早急に市役所に対応させますので、決して自分では触らないでくださいねといったような指示をしたりとか、そういう一歩間違えばちょっと大きな事故につながるようなことも事前に防げたという事例がございします。ほかの案件を見ますと、ちょっと出かけますから不在にしますとか、あるいは今帰ってきましたという会話も行っていただいておりますが、おひとり

暮らしの高齢者につきましては、こういったコミュニケーションを楽しみにしていらっしゃるのかなという案件もございます。24時間誰かとつながっているという安心感をお持ちいただきながら使っていただいているのかなと感じているところでございます。

以上です。

○19番（井本政弘君）

私が勉強をしました内容というか、ほぼ課長のほうで説明をしていただいたので、要するに今まではその装置の緊急のボタンを押すといきなり消防署につながっておったと。それで、なかなか高齢者にとって、我々若者にとっても——私は若者じゃありませんが、若者にとっても緊急の消防署にいきなりつながるとい通報というか、これはなかなか勇気が要ることでは何かお守りになっておったという話のようです。

今回は、この付加価値ですね。今、課長の説明にあったように、ふだんの生活から活用できるということが今回のシステムの大きな当然違いであるし、すばらしいところじゃなからうかと思っておるところです。

それで、もう少し中身についていろいろ聞きたいんですけども、このシステムを利用できる利用者の範囲といたしますか、そこを詳しく説明をお願いします。

○介護長寿課長（平島隆夫君）

お答えいたします。

対象者ということでございますが、この運営の要綱の中ではおおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者、あるいは高齢者のみの世帯員で日常生活に不安を感じていらっしゃる方というふうな規定をいたしております。また、もう一つはひとり暮らしの重度身体しょうがい者で生活に不安を抱えていらっしゃる方、さらにはその他これらに準じる状態の方ということで、その他要綱に沿って、今、事業を進めているところでございます。

ですので、中には家族がいらっしゃっても、日中お仕事でお一人でなっている方、あるいは夜お一人になられている方が多い方は活用いただいておりますし、若年者の方でもしょうがいをお持ちの方についても御利用いただけるシステムだということで運用をいたしております。

○19番（井本政弘君）

まさに、今、答弁の中にありましたように、この概要書といたしますか、この中には65歳以上の高齢者で単身か高齢者世帯と書いてあります。それから重度しょうがいを持った世帯と書いてありますけれども、3月定例議会の厚生常任委員会分科会の中でこの趣旨等の説明があったと思うんですけども、その説明を受けて、実は地元の老人クラブの総会がありまして、その折にこのシステムを紹介しました。そのときに話が出たのが、1つは自分のところは、自分たちはまだ元気でおるけれども、高齢者が1人おると。共稼ぎで昼間は誰もおらん

ようになる。高齢者が1人だけ家において不安でならんと。そういう世帯でも使えるんですかというふうなことの質問があったんです。それであえて今、どういう範囲までということでお尋ねしたんですけれども。

それと、重度身体しょうがい者の世帯、これが私もしょうがい者の関係というのとはよくわからないんですけれども、このあたりはどう把握をしてあるのか、わかったら教えてください。

○介護長寿課長（平島隆夫君）

重度身体しょうがい者につきましては、申請の折に障害者手帳1級、あるいは2級をお持ちの方ということで障害者手帳で確認をさせていただいておるところでございます。

○19番（井本政弘君）

65歳以上の単身者、単身世帯または高齢者世帯含めて7,700世帯ぐらいだったと思うんですが、それプラスのこういう高齢者同居世帯、それから重度身体しょうがい者の同居世帯を合わせると何世帯ぐらいになるものかというのは把握してあるでしょうか。私は1万世帯超えるんじゃないだろうかと単純に想像したんですけれども、いかがでしょうか。

○介護長寿課長（平島隆夫君）

確かに高齢者のおひとり住まいの方、あるいは高齢者のみの世帯というのは7,700世帯を超える世帯がございます。そのほかに、例えば日中独居とかそこら辺、何世帯いらっしゃるかというのは、申しわけございません、まだそこら辺の調査までは至っていないところでございます。

○19番（井本政弘君）

想像の域で本当に申しわけないんですけれども、仮に1万世帯という世帯が対象になるということになれば、八女市の世帯が2万4,000世帯ぐらいだったと思うんですけれども、約4割、1万世帯以上になってくると5割に近づくような大変大きな規模の事業になると私は思っております。

そこでですけれども、よくよく考えてみますと、平成22年ですか、乗合タクシーの導入があったとき、これと重なる部分がありまして、例えば、乗合タクシーはバスとかそういうの線の世界から乗合タクシーを導入することで面の交通手段になったと。画期的な交通手段だと思っております。実質、利用者が5,000名ぐらいですか、年間延べ6万数千名の方が利用をしてあるということで、それに匹敵するような今回の事業ではなかろうかと、そうやってほしいと思っております。

乗合タクシーは1回、最初登録すると利用できる。今回のこの制度も最初50項目ぐらい個人の利用者の情報の聞き取り調査があつて、それがデータ化されると。相談か非常のボタンを押すと瞬時にオペレーターのパソコンにそのデータがあらわれると。すぐ対応していた

だけると。生活の面でも緊急の場合でもそういうふうな対応ができるということで、本当に画期的なシステムじゃなかろうかと思っております。

そこで、ちょっと1つだけ気になるところがありまして、1つはこの事業は今、介護長寿課が窓口になっていますけれども、例えば、先ほどの重度身体しょうがい者世帯については、これは福祉課関係ではなかろうかと私なりに思いました。

それと、もう一つ、これはできるかどうかは当然わかりません。会社に委託するという、周南マリコム株式会社ですか、委託をするということで、その会社がやっておらなければできないことですが、例えば、このシステムを高齢者、しょうがい者だけじゃなくて鍵っ子、小学校の放課後、家に帰っても誰もいないと、家族がいない、1人だけで家の留守番をしなければならない、そういう子どもたちの見守りにももしかしたら使えるんじゃないかと、将来そうやってほしいなと思うわけですね。そうすると、今度は子育て支援課も絡んでくるような形になります。

要するに、健康福祉部のそれぞれの課に関連してくるということで大きな事業になってくるんじゃないかと思うところで、健康福祉部長としてこのことについて、今現在は介護長寿課ですけれども、部として取り組むといたしますか、どういう考えを持っておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○健康福祉部長（坂井明子君）

お答えいたします。

今、議員お尋ねの件ですけれども、福祉課、それから子育て支援課ですね、そちらのほうとも連携、それから説明とかです必要があるかと思えます。安心・安全のために総合的にするということは本当に理想だと思いますけれども、この新しい通報システムというのが高齢者とかしょうがい者の方が安心して生活できるように、先ほどもおっしゃいましたように、生活サポートサービスの充実、それから専門のオペレーターですね、看護師とか保健師の資格を持った方が、介護や健康に関する対応の相談ができる方が配置されているということから、本当に総合的にできることが理想だと思っておりますけど、現時点で対象者をそういった子どもさんまで広げることにつきましては、ちょっといろいろ課題があるかと思えますので、今後の検討にしたいと考えているところでございます。

以上です。

○19番（井本政弘君）

事業が始まったばかりで先走った質問になったかもしれませんが、申しわけございません。

1つ気になることがあります。登録というかデータ化するときに最初に約50項目について個人の情報を聞き取り調査されるということだそうです。例えば、緊急時にどこから進入す

ればいいのかということで、間取りの中で進入口はどこですかということまで聞かれるということだそうです。便利な反面、怖い部分がありまして、この個人情報漏えいというのが一番怖い部分じゃなかろうかと。このことについての予防策というか、どういうふうな考え、周南マリコム株式会社の取り組みと申しますか、そのことについて説明をお願いします。

○介護長寿課長（平島隆夫君）

個人情報の取り扱いにつきましては、それぞれの高齢者の課題に対してオペレーターが適切に対応してくためにはどうしても大変重要な、必要な事項でございます。高齢者の家族の構成だったり、あるいは病歴、服用中の薬の種類とか介護保険の利用状況、主治医の先生の名前とか、たくさんの個人情報が詰まったシステムでございます。

もちろん、この活用につきましては、利用の申請をいただく折に、それぞれ聞き取った内容についてはこのシステム上、市と、それからコールセンターで共有して使わせていただきますよということの御理解と同意書をいただいているところでございます。

運用に当たりましては、事業者として個人情報の保護というのは大変重要なものだと認識をしているところでございます。

今回、委託しております事業者につきましては、個人情報保護に関する法律に基づいて J I S 規格、日本工業規格で個人情報保護マネジメントシステムの要求事項というのがございまして、その要求を全て満たしてプライバシーマーク制度の認定を受けて社会的に信用を得た事業所ということで採用をさせていただいているところでございます。

もちろん、行政と業務委託契約を結ぶ中では個人情報取り扱いの特記事項を設けさせていただきまして、八女市個人情報保護条例を遵守して適正に扱っていただくということのお約束をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○19番（井本政弘君）

最後の質問になりますけれども、市民への周知、対象者への周知というのが一番大事じゃなかろうかと。これだけの事業ですから、一人でも多くの市民に使っていただきたい、利用していただきたいと誰もが思うことだと思います。

そこで、市民の皆さんへの周知の方法というか、これはどういうふうに考えてあるのか。ただ単に紙切れでほんと、こういう制度がありますよではなかなか通じないと。やっぱり納得していただかないといけないんじゃないかならうか。

実はもう一つ質問があったんですけども、私のほうで言います。月400円、年間に4,800円。年間4,800円と思ったときに、ああ、高いなと私は思いました。ところが、よくよく考えてみると月400円で日割りしますと1日13円になります。ですから、通話は無料ということなので、1日13円だけ。何回も電話というか通話できる、相談できる、利用できるという

ことを考えると、こんなに安いものはないなと逆に思いました。使用料が1,350円ですかね、そのうちの400円を個人負担するということなので、決して高いものじゃないなと思ったところでは。つけ加えておきます。

それで、そのことも含めて、どういう形で市民に周知されようとしておられるのか、そのことについて説明をお願いします。

○介護長寿課長（平島隆夫君）

このシステムの市民への普及といたしましては、まずは八女市の公式のホームページで御紹介はもちろん常時させていただいておりますが、個別に申し上げますと、民生委員児童委員さんにつきましては、高齢者の実態把握というのを毎年お願いいたしております。その中で、ひとり暮らしの高齢者世帯の巡回とか見守りというのを定期的にやっていただくように御協力、お願いをしているところでございますが、もし巡回の中で、この高齢者世帯はぜひこういうシステムが必要だなお思いになったときは、ぜひお知らせいただきたいということでの周知。それから、平成28年から各日常生活圏域に地域包括支援センターを配置いたしました。3年目を迎えますけれども、年を追うごとにセンターの役割としての認知度が上がってきたと認識をしております。平成29年度で総合相談にお越しいただいた、相談いただいた件数が1,600件ほどございます。それはさまざまな内容での御相談でございますけれども、そういった相談の中で、この方にはぜひそういうシステムが必要だということであれば、ぜひスタッフが積極的に進めていただきたいというふうな意思疎通を図りながら一人一人の個別にそういうシステムの普及を図っているという状況でございます。

以上です。

○19番（井本政弘君）

文書とかチラシとか当然必要なんでしょうけれども、私は何がいいというのはわかりませんが、例えばまちづくり協議会とか民生委員さんも当然入っておりますし、そういう団体、組織、いろんなところで納得していただくまでの口伝え、そこから始めたほうがいいんじゃないかという気もします。いろんな方法があると思いますので、ぜひともこれは頑張っていたいただきたいと思います。

最後に、これだけの事業ですので、市長に一言答弁いただいて終わりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○市長（三田村統之君）

八女材の木材の活用については、我々もさまざまな角度から、今、検討をして取り組みを始めているところでございます。

これは議員御指摘のように、定住・移住とあわせてやらせているという部分ももちろんありますね。移住が800千円、それから定住が500千円。これも高い評価を周囲からは受けてお

ります。だから、八女の木材を活用する、それに対してやはり補助金を出す、あるいは子育てに補助金を出す。私は他の自治体に比べれば、かなり進んだ事業を八女市はやっていると思っております、これが十分であるとは思っておりません。十分であると思っておりませんが、しかし、かなり他の自治体に比べて進んだ面があると自信もある面では持っております。しかしながら、まだまだ御指摘いただいたように、さまざまな詳細にわたっての課題は残っておりますので、これについては十分検討をしていかなきゃならんと。

しかし、木材の活用にしても、あるいは定住・移住の800千円、500千円の補助にしても、これはみんなかなりの財源が伴うこととなります。一番心配しているのは、先ほどの質問にもありましたように、やはり財源的に果たしてこれ以上にできるのかどうか、そのことを非常に心配をしております、財政問題について、今後の計画について、今、作成を始めたところでございまして、こういう皆さん方からの御意見を聞いた中で作り上げた施策をいかにして継続できるのかどうか、あるいは上乘せすることができるのかどうか、このあたりはやはり財政状況をもとにしながらやらないとできないわけでございますので、その点はひとつ御理解をいただきたいと思っておりますし、林業につきましても、さらにまだまだこれからの課題であると考えております。

ちょっと申し遅れまして申しわけございません。御質問の内容がちょっと理解できない部分がございます、緊急通報システムの事業についてでございますが、これも非常に進んだ組織、システムだろうと思っております、これをやはりさらにさらに普及することが八女市の特に中山間地に限らず極めて重要な課題に今後なってくるだろうと。大げさなんですけれども、このことによって中山間地の高齢者の命を守るか守れないか、そのあたりに結びついていく。したがって、しっかり取り組んでいかなきゃいかんと思っております。

○19番（井本政弘君）

市長ありがとうございました。今、市長が申されたように、命を守るか守れないか、そのことも含め、またよくよく考えてみると認知症防止とか、そういう予防とかいうことにも大いに役立つシステムだと思っておりますので、ぜひとも積極的な取り組みをお願い申し上げます、質問を終わります。

○議長（川口誠二君）

19番井本政弘議員の質問を終わります。

午後1時15分まで休憩します。

午後0時14分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

21番森茂生議員の質問を許します。

○21番（森 茂生君）

21番森茂生でございます。しばらくの間、よろしく申し上げます。

まず最初に、同和問題について質問をします。

国の同和対策の特別事業が2002年3月に終了しましたがけれども、特別扱いが今なお続いているのではないのでしょうか。同和関係保育所入所支度金、就園就学援助等、奨学金などについてどうなっているのか、お伺いをします。

2番目に、安心・安全なまちづくりについてお尋ねします。

八女市の高齢化率は全国、あるいは福岡県の平均に比べて非常に高い水準で推移しております。市民の約3人に1人が65歳以上、約5人に1人弱が75歳以上という状況であります。また、八女地区の高齢化率が30%であるのに対し、中山間地であります上陽、黒木、立花、星野地区の高齢化率は40%程度であります。矢部地区では既に50%を超えております。また、高齢化の進行とともに、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯は7,800世帯に達しており、3世帯に1世帯が高齢者世帯であります。星野、矢部地区では約半分が高齢者世帯になっております。同じ八女市でも相当ばらつきがあります。地域ごとの人口や世帯の状況などを踏まえたところでの生活支援や支え合いなどの仕組みの強化が必要ではないのでしょうか。中山間地の現状についてお尋ねをいたします。

次に、民生委員児童委員の現状についてお尋ねします。

朝日新聞によりますと、老いる民生委員という見出しで、長野市内で約90世帯を担当する民生委員の花岡さん82歳は、言葉にしょうがいのある70代男性部屋を訪ね、元気かと声をかけると、ウー、アーとうめくように応じる。この民生委員の花岡さん、担当世帯の中で4番目の高齢者で、棺おけに足を突っ込んだようなもんだからと、改選のたびに何人かに頼んでみますけれども、仕事が忙しいの理由で断られ続け、今回も後継者は見つからず、再任することが決まったということです。後継者が見つからない場合、75歳以上の民生委員も例外的に認められるということです。なり手不足を受けて、国は2007年に年齢基準を新任は65歳未満、再任は75歳未満から、新任も再任も75歳未満に変えました。しかし、それでもなり手不足から佐賀県のように、1期3年だけという条件つきで75歳以上の民生委員も再任に限って認める自治体も出てきております。全国的に民生委員のなり手不足は相当深刻であります。八女市の民生委員の現状についてお尋ねします。

最後に、コミュニティナース制度導入についてどのように考えられているのか、お伺いをします。

詳細につきましては、発言席より質問をいたしますので、よろしく申し上げます。

○市長（三田村統之君）

21番森茂生議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、同和問題についてでございます。同和関係保育所入所支度金、同和関係就園就学等奨励金についてでございます。

乳幼児の保育所入所に関しまして、八女市内同和地区における保育所入所を奨励し、児童福祉の増進を図るために、八女市乳幼児の保育所入所支度金及び奨励金交付要綱により保育所入所支度金及び奨励金を支給しております。

同和関係入学支度金及び就学奨励金につきましては、八女市入学支度金及び就学奨励金交付要綱に基づき、市内の同和地区の学生などで経済的理由により就学が困難な者に対して入学支度金並びに就学奨励金、修学旅行費などを交付しているところでございます。

次に、安心・安全なまちづくりについてでございます。

中山間地における集落の現状についてでございます。

本市の中山間地域の集落は、市の総面積が482.44平方キロメートルと、県内でも北九州市に次ぐ広大な面積である中で、その66%を占める森林の谷川筋に集落が点在しています。このような地理的な状況からもわかるように、経済的、社会的な諸条件が不利な地域であり、こうした複合的な要因により若者が流出し、過疎化と少子・高齢化に拍車がかかり、その結果、地域の衰退が進んでいる現状です。例えば、本市の高齢化率は平成30年5月1日現在で八女全体では34.0%ですが、矢部地区では51.5%、星野地区では42.4%となっており、中山間地域の高齢化が進んでいる状況がわかります。

次に、民生委員児童委員の現状についてでございます。

現在、厚生労働大臣から委嘱を受けた八女市の民生委員児童委員の総数は203人でございます。任期は3年で、お配りしている資料のとおり、1期目の方が121人、2期目の方が55人、3期目以上の方が27人となっております。

活動としましては、民生委員法にのっとり、社会奉仕精神を持って地域福祉の担い手として高齢者やしょうがい者の方への安否確認や見守り、子どもたちへの声かけ、乳児家庭訪問、各種の相談対応や専門相談機関へのつなぎ役などを担っていただいております。特に八女市では連絡協議会を組織され、委員間の連絡調整、活動の啓発普及が行われるとともに、全国、県の研修などを通してスキルアップに努められています。第2次八女市地域福祉計画に基づき、地域共生社会の構築に向けての役割を明確にしながら、今後も民生委員児童委員に安心・安全なまちづくりの一役を担っていただきます。

最後に、コミュニティナース制度導入についてでございます。

コミュニティナースとは、病院や福祉施設、訪問看護に従事する看護師と異なり、地域の中で住民とパートナーシップを形成しながら、その専門性や知識を生かして活動する医療人材のことです。見守り、巡回などを通して、地域で中長期的に市民とかかわることで、健康

なまちづくりを目指すものです。

現在、本市では各生活圏域ごとに生活支援コーディネーターを配置し、高齢者のニーズの把握、サービスの創出、関係機関とのネットワークの構築について取り組みを進めております。今後、市内の生活圏域の特性に応じたあり方を研究してまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○21番（森 茂生君）

まず最初、同和問題からお尋ねしますけれども、金額を申されませんでしたので、一応私のほうから述べさせていただきます。

幾つか種類がありますけれども、順を追って述べていきますと、まず、わかりやすいように言わせてもらいます。例えば、ゼロ歳児で幼稚園に入園したとします。そうした場合、入園支度金として11千円、そして就園奨励金として42千円が、まず幼稚園に入った年に支給されます。そして、42千円が小学校に入るまで毎年支給されます。小学校に入学しますと、小学校の入学支度金が22千円、そして就学奨励金として27千円がずっと6年生まで毎年支給されます。そして、修学旅行費として15千円が別途支給されます。そして、中学校に入学しますと、入学支度金として28千円、就学奨励金として30千円、これが1年生、2年生、3年生まで支払われます。修学旅行費として36千円。例えば、私立で限定しますと、私立に入学したときに入学支度金が60千円、就学奨励金として115千円、これが3年間支払われます。修学旅行費として1回だけ45千円。私立の大学に入学しますと、入学支度金として65千円、就学奨励金として164千円、これが4年間支給されます。そして、卒業して就職しますと30千円の就職支度金というのが支払われます。一応これが一通りの流れですけれども、これを全て合計しますと、これはあくまで一番高いところです。私立の高校、私立の大学と仮定していますので、それで計算しますと1,863千円が1人に対して最高額で支払われるということになります。この数字でよかったかどうか、確認をします。間違いはないかどうか、お尋ねします。

○学校教育課長（原 亮一君）

御説明させていただきます。

そういうケースであれば、そういうことになるだろうと思っております。

○21番（森 茂生君）

八女市には独自の入学祝金があります。小学校入学祝金が30千円、中学校に入れば50千円となっていますけれども、これもあわせて支給されるということですので、これをプラスしますと1,943千円という数字になります。現在、該当者が何名いるのか、お尋ねします。

○学校教育課長（原 亮一君）

平成30年度につきましては申請受け付け中ですので、平成29年度でお答えさせて

いただきます。

該当者としては18名でございます。

○21番（森 茂生君）

そんな極端な多い数字ではないですけれども、この交付要綱を見ますと、最初の年は昭和48年4月25日となっています。今から逆算しますと、もう既に45年前から支給されているものだろうと思います。その間、金額の変更なり支給条件なりは恐らく変わっているんでしょうけれども、少なくとも45年前からこういう格好で支給されているかと思います。先ほども言いますように、国の法律はもう既にありません。随分たちますけれども、当然関係団体はこういう支給要綱を決めて支給していたのだろうと思いますけれども、法律がなくなった現在、全国的にどうなっているのか、あるいは近隣市町村ではどのような対応をしているのか、もしある程度調べてあるのであれば、どういう状況なのか、お尋ねをいたします。

○学校教育課長（原 亮一君）

御説明させていただきます。

学校教育課といたしましては、全国の状況については、申しわけございません、承知していないところでございます。

近隣につきましては、基本的に申し上げる立場ではございませんが、同様の制度については、どういう形かではあるものではないかと思っているところでございます。

以上でございます。

○人権・同和政策課長（山口幸彦君）

保育所の関係が人権・同和政策課のほうですので、先ほどの該当者人数もあわせて御報告をさせていただきたいと思えます。

平成29年度の実績で、入所支度金が2名、奨励金のほうが3名の方に支給をさせていただいています。

それと、近隣の状況というお尋ねでしたが、こちらのほうも保育所に関しまして全国的な状況は把握をしておりませんが、八女市としましては、交付要綱をつくりまして、八女市の政策として実施をしております。執行に当たっても予算の計上をさせていただいて、市議会のほうでも御了承いただいて実施しているという状況でございますので、他自治体におかれましても同様のことがされていると推測しますが、私のほうの立場としてはお答えする立場ではございませんので、よろしくお願いたします。

○21番（森 茂生君）

近隣の状況がどうなっているかですので、お答えする立場ではなく、どうなっているかぐらいはある程度つかんでいてほしいなと思います。

まず最初、筑後市さんも調べてみました。おおむね一緒ですけれども、幼稚園はありませ

ん。小学校入学した時点から始まるようです。ですから、筑後市の場合、保育所、あるいは保育園、幼稚園に関してはないようです。金額は一緒のものもありますけれども、おおむね八女市が高くなっております。広川町も調べましたけれども、広川町はこういう要綱はあります。八女市とほぼ似たような状況ですけれども、しかし、最近は申請者もないということで、予算にも計上していないということでした。もう今後もないだろうという担当者のお話を伺ってきたところです。ですから、柳川市も大学とか、ばらばらみたいです。金額も統一していませんけれども、その市町村によって相当ばらつきがありますので、一概にどうだこうだとは言えないような状況ですけれども、もう完全にやめたところもちろんあるようです。ですから、そういう状況です。

教育長が新しく今回なられました。これも教育長の管轄だろうと思いますけれども、これに対してどのような考えをお持ちなのか、あるいは今後どのように資金関係をされていくおつもりなのか、所見をお伺いしたいと思います。

○教育長（橋本吉史君）

お答えをさせていただきます。

現在もなお差別があるという現状があると思っております。これは差別の状況といいますか、これは社会の状況によってあらわれ方が異なるだろうと思っております。現在のところでも、例えば、戸籍等の大量不正取得、あるいはインターネット上の差別、落書き、あるいは地名総監等の電子版、結婚差別、就職差別等々、そういったものが反映されて、昨年度制定された部落差別解消推進法だろうと思っております。そういった形で現存する差別、その中で本奨励金の対象となる子どもたち、これはやはり経済的な厳しさに加えて、これからまた厳しい差別を受ける可能性もある、その保護者にあっても、子どもたちが自分たちと同じように差別を受けないか不安を抱えている実態もある、そういった状況で差別に負けない力を育て、自己実現に向けた、そういう意欲を持たせる、このような力はやはり教育から生まれるものだろうと思っております。そういった観点でこの制度を設けてあると考えておりますので、議員の御意見は御意見としてきちんと承っておきたいと思っております。

以上です。

○21番（森 茂生君）

私の意見を賜るのはいいんですけれども、教育長は今後どうされるのかというのをお尋ねしたかったんです。今後このまま続けるということですか、当分の間、お尋ねします。

○教育長（橋本吉史君）

お答えをいたします。

現在この要綱もまだありますし、これにのっとって進めていきたいと思っているところです。

○21番（森 茂生君）

差別があるかないか、これを言い始めたら立場によって、もうない、まだあるという、いろんなことが出てくるだろうと思いますけれども、これは国会で2016年12月に参議院で行われたところを見ますと、自由同和会の灘本さんがおっしゃっていたのは、8割、9割が恋愛で結婚して、そのうち7割、8割の方々は何の反対も受けていない。そのような状況になってきておりますということで、国会において証言されております。いろんところで、もうなくなった、しかし、なおかつ、まだある、いろんな意見がありますので、ここであるかないか決めること自体おかしいわけですので、これ以上あえて言いませんけれども、相当長期間、先ほど言いますように、国においては莫大なお金が、今日まで同和対策にはお金を使ってきたわけです。その割にはまだあるということであれば、今までその対策そのものがおかしくはなかったのかということもまた出てくるわけですので、あるかないかはもうこれ以上は言いませんけれども、先ほど新しく法律ができたと言われましたけれども、いわゆる理念法ということで、普通一般的に言われておりますけれども、この提案者がこう言っています。一人一人の理解を深めるよう努めることになって、その解決を図ろうとするものということです。財政出動に関する規定は一切置いておりません。本案ができたということ根拠として国や地方公共団体が旧同和三法のような形で地域改善対策事業のような財政出動を求めているものではありませんし、また、そのような根拠に使われるものではないと明確に述べてあります。それで、この法律の中にも附帯決議が出ております。もう御存じのとおりですので、ここであえて言いませんけれども、そのような状況ですので、十分御認識はできているものかと思えます。

それで、今後どうするかという問題が一番ですけれども、確かにいきなりこれをやめますとになったら、当事者にとっても負担が重くなりますので、そういうわけにはいきませんので、ここに一部に支払うことだからこそ、いろんな問題が出てくる、市民の理解が得られないと思うわけです。この立派な子育て支援の政策ですので、いっそのこと八女市全部に支給するように考える、このような考え方が私はベターかなと思います。どう思われますか。

○教育長（橋本吉史君）

議員御承知のように、子育て支援策としまして入学祝金、あるいは奨学金の拡充等、さまざまな施策を行っていただいております。この奨学金といいますか、この要綱から出している奨励金に関しましては目的が違いますので、今、全体的にはそういった形でやっているものと思っております。

○21番（森 茂生君）

子育てにおいては、目的は一緒だと思います。そうでしょう。これはよその地域のことですけれども、全国的な問題は承知していないということですが、ここにたまたま見つ

けたんですけれども、鳥取県の大山町では同和地区の進学奨励交付金を町内全ての生徒、学生を対象にした奨学金制度に移行したらどうかという質問をしております。そして、教育長が交付金の継続は必要だ、ただ、いつまでも同和地区のみに限って継続するのは見直す時期に来ておりますということで、全部に向けてすることを今後検討していくという答弁です。琴浦町というところの議事録が目にとまりましたけれども、子どもの貧困問題、それに対する国の動向を鑑み、平成23年度からは高校生について、平成29年度からは大学について、同和地区だけでなく琴浦町全体を対象に拡充したと、これはもう拡充したということです。こういう例が現にあるわけです。

ですから、この金額をそのまま全対象者にするというのは当然無理があるのはわかりますので、ここら辺で精査をして、全体にこういう子育て支援なり、特に今子どもの貧困問題が言われている時期ですので、当然所得制限なんかをきちっと設けて、一定以下の児童生徒にはこのような、名目は変わるかもしれませんが、手厚く当然同じ市内の子どもですので、同じような対策をとる、これが下手に一部だけするけん、いつまでたってもかえって垣根が残ってしまうということが私はあるんだろうと思いますので、一律に同じような対策をとれば、そういう問題も解決するわけですので、すぐには言いません。将来的に――将来的と言うといつかわかりませんので、ここら辺で一度精査をして、支給をするとするなら全市民を対象とした入学奨励金なり入学支度金なりの検討をされるつもりがあるのかないのか、そこら辺の今後の問題についてお伺いをします。教育長よろしくお願いします。

○教育長（橋本吉史君）

お答えいたします。

御意見として承っておきたいと考えております。

○21番（森 茂生君）

切ない答弁で、もう少し実のある御答弁がいただけるのかなと期待しておりましたけれども、わかりました。

次に行きますけれども、安心・安全なまちづくりということで、中山間地における集落の現状ということでお尋ねをしておりますけれども、非常に厳しい状況というのは恐らく認識があるんだろうと思います。私があえてこの中山間地域を取り上げた背景には、農協支所の廃止が目前に迫っております。来年の1月11日までで、よその地区は知りませんが、立花の農協の支所が3カ所廃止の予定で、立花に1カ所しか残らんということです。これは黒木町も広川町もだそうですけれども、星野、矢部、全部の地区で、その町に1カ所だけ残って、それ以外は全て廃止という予定のようです。ですから、立花町に限って言えば、北山、白木、辺春の支所が来年3月11日付で廃止になり、15日から光友の地区センターというところがありますけれども、そこに一本化されるということです。ですから、これは郡部に

とって、中山間地にとって非常にゆゆしき事態といえるでしょうか、大変大きな問題が待ち構えていると思っております。農協自身も最近、農協法、悪く言えば国によって株式会社なり監査制度が厳しくなって、農協も生き残り策に必死になっておられるというのがわかります。その一環として、結局は弱いところにしわ寄せをして末端を切り捨てるということをしたんだらうと思えますけれども、結局、郡部、末端部が一手にしわ寄せが来るという現状があります。5月まで辺春にありましたガソリンスタンドが1件廃止になっております。そして、1件は農協のスタンドが現在ありますけれども、これも4月から2人が1人体制になって、時間も短縮されております。ですから、今後、赤字が続くならこれも廃止になる予定だそうです。ですから、ガソリンすら入れられないような状況が生まれております。以前、私たちの小さいころは、私たちの地域で全て賄ってありました。酒から肉から野菜から衣料品から全て歩ける範囲で生活できましたけれども、もう今はとてもじゃないですけど、生活しにくい、残ったのはお年寄りだけという状況が生まれております。

一つびっくりしましたのは、年金ですけども、多くは農協が年金の窓口をしていたわけですけども、どう対応するのかといいましたら、年金宅急便をつくりますということでした。早い話が、年金をおろしてくれと言うと、おろした現金を配達するそうです。問題が起こればですかねと言ったら、管理職がきちっとやりますのでということでしたので、物ばかりではなく年金まで宅配するような時代になってきたんだなと思っております。

このような現状を市長はどう現在までのところ思われているのか、すぐ対策をとれといっても、これは非常に難しい問題です。ですけども、農協の廃止、あるいはるるきのうも同僚議員が言ってきましたように、農業生産の基盤も弱いですし、いろんな面にしわ寄せが中山間地に、中心部以上に来ている現状があるかと思えます。こちら辺の認識をどう認識されているのか、市長に一言お尋ねをいたします。

○市長（三田村統之君）

この中山間地のさまざまな課題については、議会でも議論をよくいただいておりますし、今さら私の認識を改めて申し上げることはございません。これから、ただ、そういう課題がたくさん山積をする中で、一つ一つ重要性を重点に置いて、課題を解決していく努力をしていくことが大事なことはないかと思えます。

再三申し上げますけれども、財政問題も当然考えていかなければなりませんし、高齢化から少子化から人口減少、さまざまな課題が山積をしておりますし、今日まで合併してこれらの課題を一つでも二つでも解決していこうという努力を、議会の皆さん方も御理解いただいた上で努力をしてきたつもりでございます。今後引き続き、この基本的な考えは私自身認識は変わりません。できるだけ少しでも安心して暮らせる中山間地域を、環境を整えていく努力を微力ながらしていかなければならないと考えております。

○21番（森 茂生君）

この厳しさは十分御理解いただけているものだろうと思いますので、よろしく願います。

こういう状況がありますので、それとともに、いわゆる高齢者のみ世帯が急激にふえております。私の近所でも独居老人、あるいは高齢者のみの世帯が至るところにあるような状況です。そういう中で、一番頼りになる、一番直接的になるのが民生委員さんの存在だろうと私は思っております。民生委員さんの資料をいただきました。これによりますと、欠員が1人の方ですので、いわゆる充足率は相当高いかと思えます。都会では相当の充足率が減って大きな問題になっていますけれども、数字だけは何とかある程度キープしている状況だろうと思えますけれども、この中身に踏み込みますと、相当深刻さが出てきます。全体の59%、約6割が1期だけでおやめになっております。2期までにやめられる人が86%で、ほとんどの方が1期、長くても2期という現状です。この数字をもらいましたけれども、八幡地区は8名中7名の方が1期でやめておられます。川崎は8名中6名の方、忠見に限っては8名中8名の方が全員1期でやめておられる状況です。この状況を見ますと、できるなら2期、3期続けていただきたいと思えますけれども、どうも話を聞いてみると、とにかく1期で精いっぱいという悲鳴にも似たような民生委員さんたちのつぶやきがしっかりと響いてくるわけですから。この状況について、担当課にお尋ねしますけれども、人数だけはキープされておりますけれども、内容につきまして相当厳しいものがあるだろうと私は思っております。この状況についてどのようにお考えなのか、担当課にお尋ねをいたします。

○福祉課長（白坂正彦君）

説明させていただきます。

先ほど議員のほうから言われました民生委員さんのなり手の問題でございます。言われますように、1期目でおやめになられる方が多うございます。この民生委員の選任につきましては、区長の推薦、そして推薦会のもとに県知事へ推薦という流れが一通りございます。この区長の推薦の段階におきまして、やはり信頼の置ける方、そして身の回りのこと、また気遣いができる方、人格ともにすぐれた方を選出されて、今日に至っているような状況がございます。そのような中で、やはり地域性の問題もありまして、1期で交代するという地域の決め事などもあることを承知しております。したがって、今後、来年度が一斉改選の年になりますので、こういった地域の問題等について十分精査しながら、今後、選任に当たって研究をしていきたいということで考えております。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

具体的にはなかったんですけども、具体的にどのような対策か何かありましたら答弁い

ただきたいと思います。

○福祉課長（白坂正彦君）

御説明させていただきます。

民生委員が安心して活動ができるように、また民生委員の置かれている立場、役割というのがますます重要になってきております。このような中で、先ほど申し上げました民生委員さん方が本当に安心して活動ができるような体制づくりをすることが必要だと思っております。そして、1期だけではなく、2期、3期ということで長期にわたって続けていただくことが私たちも望ましいということで考えます。そのためには市と社会福祉協議会が一緒になって、そういった民生委員さんたちをサポートしていく、こういった体制をつくる必要があると思います。また、負担軽減のためにも福祉委員という新たな制度を持ちながら、民生委員さんのサポート役ということで、そのような福祉委員制度を設けて、今後、地域の安全・安心のために尽くしていきたいということで考えている次第でございます。

以上で終わります。

○21番（森 茂生君）

具体的には福祉委員をつくる、そしてサポート体制を確立するというところだろうと思えますけれども、ここに第2次の地域福祉計画がありますけれども、この中にも福祉委員、見守り連絡員という表現ですけれども、これを充実させるということで平成28年度は福祉委員が154人、見守り連絡員が479人ということだろうと思えますけれども、私も民生委員さんに聞いて、どうもすっきりしないのは、民生委員さんの補助ですので、例えば、2集落受け持ちの場合は、地元のことははっきりわかるけれども、なじみのない隣の集落はほとんど行きたくないし、よくわからないというのが、どこの民生委員さんに聞いてもそのような状況です。そういうときに、民生委員さんがいらっしゃらない地区に福祉委員を設けて、その人にある程度の見守りをさせていただくということだろうと私は考えていたんですよ。ところが、実際、民生委員さんになると、それは区長さんが決めたつですもんねとか、連絡がどうも行っていないのが現状のようです。ですから、私たちはその人たちに云々と物は言えんもんなど。つくるのも、行政区長さんがあんたなとってくれということで前の行政区長さん、今度は自分がなったりしていらっしゃいます。ですから、一応名目上、挙がってきているけれども、区長さんが福祉委員に名前を挙げているというところもあります。実質稼働しているところもあるかもしれませんが、実質はそういうところで今のところこれが余り実になっていないようなところが、私の知った範囲ではそうだったんです。ですから、当然そういう補助的な福祉委員さんを設けることは必要ですので、福祉委員さんは社会福祉協議会で委嘱するということになっています。民生委員さんは国の委嘱です。そこで行政区長さんなりが意思統一してどういう役割なのかをきちっと認識しないと、ばらばらになって、名前だけに

終わる、そして現実に隣のことはその人に言えんもん私はと。できれば区長さんを通して、一回そういう人たちとゆっくり話を聞いて、なら、そこをお願いするという体制まで持っていかないと、絵に描いた餅になるような気がします。ですから、そういうところをぜひよく現状を民生委員さんに聞かれて、どういう体制が一番いいのかは、もう一練り二練りしていただきたいと思っております。そこら辺のところ、よろしく申し上げます。

よく皆さんが誤解をしてあるのが、給料の問題、ボランティア、いろいろ言われます。中にはどうせお金をもらって、あの人たちはしよらすとやろうもんという人もいらっしゃるそうです。実際言われた人もおられます。それで、このところをきちっと住民の皆さん方に周知をしておかないと、余り民生委員さんのことが知られていない状況があるようです。私もつい最近まで余りよく知りませんでしたけれども、ここに福祉計画がありますけれども、居住地区の民生委員児童委員さんを知っているという市民の割合が、平成24年度が60.2%でした。それが平成28年度になると53.1%と、今度は逆に下がっているわけです、このアンケートの中で。目標は70%です。それと、保健福祉の情報提供、相談体制について満足と回答した市民の割合が、平成24年が13.2%でした。平成28年度は半分になって、6.7%まで下がっています。目標は25%です。こういうのがいっぱい出てきます、防災関係、いろんな面で。ですから、市民の皆さんになかなか理解が行き届いていない、周知されていないというのがこのアンケートなり、この調査の中から見受けられますので、そこら辺のところをカバーしていかないといかんかなと思っております。その点どのようにお考えになっているか、お尋ねします。

○福祉課長（白坂正彦君）

御説明申し上げます。

民生委員児童委員を知っているという市民の割合が減っているということで、振り返りのアンケートでは7ポイント減っているのを私も確認しております。このような中で、民生委員制度が昨年度でちょうど100周年を迎えました。このような状況、今日におきまして、民生委員児童委員は誰もが安心して相談できる人なんだということをきちんと私たちも市民の皆さん方に丁寧にお伝えすることが必要だということで考えております。したがって、広報誌、あるいはFM八女という広報はもちろんですけど、地域づくりのまちづくり協議会であったり、いろんな会議の中で民生委員さんの役割、そういったことを情報発信しながら、市民の皆さん方への理解を求めていきたいということで取り組んでいきたいと思っております。

なお、この取り組みにつきましては、やはり地域推進の推進役として社会福祉協議会も一つ担っておりますので、行政と社会福祉協議会が一体となって、民生委員さんの活動の支援をしていきたいということで考えております。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

いろんな場で周知をしていかないと、なかなか目立たない地道な活動ですので、本人の口からまた言いにくいものも相当あるかと思っておりますので、やっぱり広報誌なり、いろんな手だてで民生委員さんの役割なりを周知していただきたいと思っております。

私も今回質問するに当たり、民生委員さんの話を大分聞かせてもらいました。共通するのが何かと言えば、余りにも仕事が多過ぎる、これが皆さん言われることです。どういう仕事が大ごとですかとお尋ねすれば、やっぱり責任があるので、例えば独居老人の見守りなんか行きそびれたときは、もう心配で夜も寝られんようなときがあるとかが言われます。それで、見守りの状況等、全国的な問題ですけれども、民生委員さん1人当たりの年間活動状況というのが出ています。これは訪問が1年間に160回、その他の調査や実態把握などの会議が120回近くなっています。相談件数が年間20件ということで、かなりの数字が出ていますけれども、これはあくまで全国平均の数字ですけれども、八女市の場合、大体それくらいになっているのか、どのような活動日数なのかをお尋ねします。

○福祉課長（白坂正彦君）

御説明いたします。

活動日数につきまして、八女市における活動日数でございますけど、福祉課の資料によりますと、総トータルで2万9,555日、平均にしますとお一人145日、そういった数字になります。日常的に活動が行われているということでございます。また、相談件数につきましては、同じく福祉課の資料によりますけど、1万2,114件、1人当たり平均60件、訪問回数といたしましては4万8,416回、1人当たり平均238回という状況がございます。したがって、今、森議員が言われました全国平均よりもかなり上回っている活動が多いというのが数字からは見えます。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

改めて民生委員さんの活動の多さにびっくりしますけれども、これが年々ふえていっているというのが実情のようです。それで、一つ行政にお願いですけれども、例えば、おりなす八女で催し物をする、そのときに、どうしても人手を寄せなければなりませんので、まずは議員、あるいは区長さん方、それに民生委員さんが必ず出てきます。そういう肩書のある人にまず案内をしておられるだろうと思っております。そういう場合、最初は案内が来るから真面目にずっと民生委員さんも行くけれども、これは行かんなら行かんでよかたいということになってくると、どんどん足が遠のいていくのが現状だということです。そうしてくると、いざ本当に研修を受けてもらいたいというときに、来ていただけないという状況がありますので、これはよその町の例ですけれども、これを全部精査して、民生委員さんに案内をする場

合は、ただ単に動員のようなものは出さないということで、本当に必要なものだけを民生委員さんに通知をして来ていただくように精査をした、そうすることによって呼び出す回数と
いいでしょうか、そういうのが相当減ったというところがあります。八女市の場合どうされているか、余り詳しく知りませんが、恐らく似たような状況があるような気がします。
いつかお会いしたら、私の知った人ですけれども、話をしていたら、民生委員をしようから
案内が来たけん来たという人が時々あるんですよ。そいけん、似たような状況かなと思います
ので、そういう点も、これは行政が気をつければできることですので、そういう点につ
いて現状はどうか、もしそうであれば、ちょっと頭数そろえだけの動員はやめておこうか
ということをやそでやってありますので、1つの例として挙げましたけれども、この点につ
いてどのようなお考えか、お尋ねします。

○福祉課長（白坂正彦君）

御説明申し上げます。

民生委員さんの負担軽減ということにつきましては、本当に重要な課題だということ考
えております。

民生委員さんが日ごろ日常の活動をされてある部分と、また会議等での出席ということ
求められる部分、いろんな対応的な多様化される要求について民生委員さんがそれぞれ参加
されているという状況もあります。このような状況の中で、民生委員さん方はいろんな会合
に出てネットワークを広げることが一つの役割であるという考え方も、もちろん民生委員
さんもいらっしゃいます。また、5月の「広報やめ」においては、民生委員の会長会のほう
から無報酬の報酬である、ありがとうという言葉が一番民生委員活動をしてうれしく思
うし、それがエネルギーになっているという会長のお言葉もいただいております。この
ようなところから、私たち福祉課といたしましても、民生委員さんの負担軽減とあ
わせて、ネットワークの推進ということでいろいろバランスをとりながら考えてい
きたいと思っておりますので、今後もよろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

1点だけ、よその例を申し上げておきますと、マンションというのは割りかし少ない
わけですけれども、特にオートロックのマンションなんかは苦勞されているよう
ですけれども、これは兵庫県の例ですけれども、なかなか会うことができない
ので、マンションの管理人さんに帳簿を渡して、民生委員さんの代理という
んですかね、それをしよったということで新聞沙汰になっているわけです。
ですから、そういうプライバシーの問題が相当あります。それをなかなか
会うことができないので、管理人さんにちょっと頼んでもらいよったと、
それも長期間のようです。ですから、そういうことがあってはだめ
ですので、大きな問題に

なってきますので、先ほど言われましたネットワークを築いていただいて、地区地区のところで話し合いの中からレベルアップをしていただきたい。先ほど言いますように、ある地区では全部やめようかという話があるそうです。私もちょっと小耳に挟んだんですけれども、そうすると、近所の違うところから、全部やめたら困るので何人かは残ってくださいという話で、今、話をしているというところがあるようです。ですから、負担を軽減して、一遍でやめていただくというのは停滞する一つの要因にもなりますので、そこら辺の民生委員さんの負担軽減とネットワークづくりなりを十分していただきたいと思っております。

この問題はもう時間ですので、もう一点、通告しております、コミュニティナース制度についてお尋ねします。

私がなぜこれを持ち出したのかといいますと、先ほど言いますように、民生委員さんの仕事が大変な状況に来ているわけです。ですから、そこでいわゆる地域おこし協力隊の方と同じような格好ですけれども、保健師の資格を持った人を地域おこし協力隊として全国から募集をして、その人たちに地域に入っていただいて、民生委員さんと協働してその地域の安心・安全にやってもらうというのが、まだ最近始まったばかりのようですけれども、もしこれが有効に活用するならば、相当力になるような気がします。現に地域おこし協力隊はもうこの八女市にも6人ですかね、ずっと来ていただいておりますので、そこを医療関係のところにて特化して民生委員さんと協力して見守りなり保健活動をやっていただく、これは非常に理屈的にはいい制度かなと私は思っております。これについてどのようなお考えを持っているのか、お尋ねします。担当課はどこになりますか。よろしくお願いいたします。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

御提案ありがとうございます。伺いますと、業務の内容が、例えば、地域の健康づくりの支援であったり、高齢者の見守りといったところで、民生部門の業務に近いものがあるかと思っておりますので、私ども地域おこし協力隊の担当課といたしましては、まず民生部局において、この事業の必要性でありますとか有用性、そういったものを御検討いただき、詳細な事業の制度設計をいただいた後、こちらのほうに御要望いただければ、協力隊事業の適用については検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○健康推進課長（橋爪美栄子君）

お答えいたします。

保健師の相談活動に関しましては、健康推進課も関連しておりますので、健康推進課からお答えをさせていただきます。

現在、健康推進課で行っております成人を対象とした保健指導は、特定保健指導、健康相

談、民生委員さん、あるいは地域の方からの連絡により戸別訪問の対応を行っております。健康相談につきましては、毎月1回、各支所で相談日を設け、尿検査、血圧測定、個別の相談を行っております。

議員からは、コミュニティナース制度を導入してはどうかという御質問でございます。

少子・高齢化、医療、介護の問題、自治会機能や地域コミュニティの問題といった背景から、日常的に市民の方とかかわり、健康に関する支援を行う役割の方の導入ということだろうと思います。本市にとってコミュニティナースの必要性、あるいは活動内容、または業務の範囲を初めとして、市民との信頼関係を構築し、継続した事業にしていくにはどのような方法があるのか、人材確保、人材育成はどのように行っていくのか、あるいはまた、ほかの課で取り組まれている事業の中で、あわせてやれるものがないのかなど、先進自治体の取り組みを参考に研究をしてみたいと思っております。

以上です。

○21番（森 茂生君）

地域振興課だろうと思っておりましたけれども、担当課からそういう要望が上がってくれば、私たちの課も動くと聞こえましたけれども、一番の担当課はそしたら健康推進課と理解してよろしいんですか。そこで、もし必要とあれば、詳細に検討をして、勉強もして必要だということになれば、地域振興課のほうに提言をする、そして地域振興課とすれば、それでオーケーだということになれば、全国にそういう人の募集をかけてやるんだという理屈でよろしいんでしょうか、お尋ねします。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

地域おこし協力隊の採用のプロセスでございますけれども、毎年、予算編成期の10月ごろ、各部署宛てに来年度の地域おこし協力隊の要望といたしますか、採用の意向をお伺いしておりますので、先ほど申し上げましたように、いわゆる原課におきましてそのような事業設計がなされて、この事業に地域おこし協力隊を活用しようということであれば、そのタイミングで御要望いただいているということでございます。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

この場合は、そしたら健康推進課ということで理解してよろしいんですか、私とすれば。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

昨日の古民家の件でもこういったやりとりをさせていただきましたけれども、新規事業でございますので、これまでのケースから申し上げますと、まず事業の内容とかを総合的に拝

見させていただいて、そして市の内部で、所管がございますので、一番適当と思われる所管の担当とするといったところで、これまでは担当は決めさせていただいております。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

ですから、今回の場合はどこが担当になりますかとお尋ねしているわけです。（発言する者あり）済みません、時間をとめてください。

○議長（川口誠二君）

暫時休憩します。

午後 2 時25分 休憩

午後 2 時25分 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

○副市長（中園昌秀君）

お答えいたします。

今、コミュニティナース制度についての提案があっておりまして、これについては、市のほうでも今から検討するという内容になります。ただ、内容から推測をいたしまして、健康福祉部のほうの内容になると思っておりますので、まずはその部の中で議論をして、そして一定の方向性を出しながら、市全体としてどうしていくのかということはまた別の議論になりますので、地域おこし協力隊についても必ず雇うとか、全体的な予算もありますので、そういったところの中でまた議論していくという形になろうかと思っています。

いずれにしても、出発点は健康福祉部内で部長をトップに議論するという形で整理をしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○21番（森 茂生君）

健康福祉部長ですね、そしたら、おたくが一番窓口ということで今後話を詰めさせていただきますので、よろしく申し上げます。（発言する者あり）いや、それはそうですよ。どうなるかはわかりませんが、当面の研究は健康福祉部ということで理解をいたしましたので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（川口誠二君）

21番森茂生議員の質問を終わります。

暫時休憩します。午後 2 時45分まで休憩します。

午後 2 時27分 休憩

午後 2 時45分 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

24番松崎辰義議員の質問を許します。

○24番（松崎辰義君）

皆さんお疲れさまです。日本共産党の松崎辰義です。本日最後の一般質問となりました。最後までどうかよろしくお願いを申し上げます。

それでは、通告に基づき質問を行います。

項目は3つ、まず、子どもの貧困対策について、2つ目が環境問題について、3つ目が商店街等の活性化対策についてであります。

まず、子どもの貧困対策ですが、1年が経過しましたが現在どのようになっているのでしょうか。子ども子育て会議には報告がなされたようにお聞きしましたが、議会や市民にはどのようにされるのか。これらの問題解決には市民の協力なしには前に進まないと思いますが、どのようにお考えでおられるのか、お尋ねをいたします。

また、問題解決のためには指標や目標数値を設定すべきではないかと申し上げていましたが、どのようになっているのか、お伺いをいたします。

これも子育て支援課ですが、要保護児童の現在の状況と課題について、家庭児童相談室を黒木支所にも置かれ、相談が多いと聞きますが、現状と課題についてお伺いをいたします。

また、子ども食堂については1カ所やめられたとお聞きしていますが、現状と今後の展望をどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

次に、福祉課にお伺いいたします。

子どもたちの学習支援については、おりなす八女で子ども食堂と一緒に1団体が行っておられますが、今後の展開はどのように考えておられるのか。

さらに、フードバンクについては社会福祉協議会が担当だそうですが、課長は3月まで社会福祉協議会におられたので、その現状についてお伺いをいたします。

次に、教育委員会にお尋ねをいたします。

学習支援事業については福祉課ですが、これは教育委員会の協力なしでは前に進まないと思いますが、教育委員会としては地域での学習支援をどのように考えておられるか、お尋ねをします。

また、地域と子どもたちのかかわりや地域の教育力を高める上でもコミュニティ・スクール事業は重要かつ必要な事業だと思います。現在、上妻、長峰、八幡の3校区で取り組まれ、三河校区でも取り組みが始まりました。コミュニティ・スクール事業について、今後どのように取り組んでいかれるのか、考えをお聞かせください。

次に、学校給食についてお伺いいたします。

さきの議会で第2子、第3子について無償・無料化は考えられないのか、お尋ねをいたしました。そのときには調査研究をする旨の答弁でしたが、その後どう調査研究がなされたのか、お伺いをいたします。

次に、環境問題であります。

昨年9月、うすま・ふぁーむばーくの建屋が壊れ、その後、縮小して操業、12月更新予定は延期と聞いていましたが、現在の状況と今後の対策についてお伺いをいたします。

最後に、商店街等の活性化対策についてであります。

商店街がシャッター通りと言われるようになって随分なりますが、最近、新しいお店もぼつぼつと目につくようになってきました。新しくお店を始めたり会社を起こす際の支援策はありますが、現在あるお店などをリニューアルしようとしても支援策もなく個人任せになっています。最近、店舗リニューアル支援制度が広がり、商店街の活性化とは行かないまでも、事業の拡大、商売繁盛につながった例が紹介されております。この店舗リニューアル支援制度に取り組む考えはないのか、お伺いをいたします。

あとは質問席から順次質問を行いますので、明快な答弁をお願いいたします。

○市長（三田村統之君）

24番松崎辰義議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、子どもの貧困対策についてでございます。子どもの貧困対策の現状と課題について、どのように考えているのかという御質問でございます。

平成29年3月に子どもの貧困対策推進計画を策定し、取り組みを進めております。平成29年度は子どもの貧困対策委員会を7月と2月に開催し、各取り組みの進捗管理をし、3月の子ども子育て会議で承認をいただいているところです。

また、今後5カ年の計画を立て目標数値を設定いたしまして、施策ごとに柱を設けており、目標の達成と各施策の充実に取り組むとともに、新たな支援策を模索しながら必要なところに十分な支援が届く取り組みの調査研究を引き続き進めていく予定でございます。

今度どのように進められるのかという御質問でございますが、将来を担う子どもたちに対して家庭の経済状況にかかわらず、しっかりと生き抜く力を身につけてもらうための支援が必要で、同時に安全・安心や切れ目のない支援を十分に考慮する必要があると考えているところでございます。

次に、子育て支援課、福祉課、学校教育課、以上の課の取り組み状況と今後の課題についてお尋ねでございます。

子育て支援課では、平成30年度から低所得者層を対象に保育料の軽減率を50%に引き上げたところです。

また、社会福祉協議会の福祉生活支援室では、フードバンク事業が充実されましたので、

新たな子ども食堂の開設がしやすくなり、地域と協力してふやしていく必要がございます。

福祉課では、平成30年度から生活困窮者の子どもに対する学習支援事業に取り組み、学習意欲を高め学力の向上を図るとともに、安心できる居場所を提供しながら、基本的な生活習慣を身につけるなどの取り組みを行っているところでございます。

学校教育課の取り組み状況と今後の問題については、この後、教育長が答弁をいたしますので、先に2番目の環境問題について及び3番目の商店街等の活性化対策についてにつきまして答弁をいたします。

まず、環境問題についてでございます。うすま・ふぁーむぱーくの現状と今後の対策についてでございます。

当該施設につきましては、昨年12月15日が産業廃棄物処分量の許可期限となっておりましたが、現在、県において更新手続中となっております。本市といたしましては、これまで許可更新の際の悪臭対策強化を県に要望するとともに、当該施設の稼働状況や周辺地域での調査を継続的に行っているところでございます。

このような中、去る3月27日に行った臭気測定において、臭気指数が15から17と規制基準値の12を超過しておりましたが、4月10日の測定では、10未満と規制基準以下の結果でした。しかし、依然として苦情は寄せられており、また時折、臭気が高くなっている現状も踏まえ、先般より事業者と県に対し改めて改善要請を行ったところでございます。今後とも引き続き地元団体と連携しながら、産業廃棄物処理業の許可権限者である県及び事業者に対し悪臭対策を徹底するように取り組んでまいります。

次に、商店街等の活性化対策についてでございます。まず、店舗リニューアル助成制度についてでございます。

本市におきましては、現在の店舗などが老朽化により改装を行う際に市独自の補助制度はございません。しかしながら、既存の事業者が新事業や新しい分野に取り組む場合に店舗の改装などが必要な場合は、新事業展開補助金を活用いただいております。

また、新規創業補助金においては、店舗家賃や店舗改装にかかる経費も対象としております。

質問いただきました店舗リニューアル助成制度につきましては、他自治体の状況を踏まえ、必要性を含めて八女市商工会議所並びに八女市商工会を初めとする関係機関と協議を重ねていきたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○教育長（橋本吉史君）

24番松崎辰義議員の一般質問にお答えいたします。

子どもの貧困対策について、学校教育課の取り組み状況と今後の課題についてとのお尋ね

でございます。

学校教育課といたしましては、支援体制の構築のための家庭児童相談室との連携強化、教育の支援としての学力向上推進事業や家庭学習習慣化事業等、経済的支援としての奨学金制度の充実、要保護、準要保護、児童生徒就学援助事業等について取り組んでおります。引き続き一人一人の子どもの状況を踏まえ、学校等関係機関と連携を強化しながら取り組みを進めていく必要があります。

以上、御答弁申し上げます。

○24番（松崎辰義君）

まず、先ほど登壇して申し上げましたように、子ども子育て会議には報告されていると、我々議会、それから市民にどのように知らせていくのか、いつ、どのような形で知らせようと考えておられるのか、その点についてお伺いいたします。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

昨年この本計画を策定した折に、各団体等に呼ばれまして、貧困計画の説明もさせていただいているところでございます。今後におきましても、進捗状況を含めて、議会なり各団体からの要望をいただきましたならば、進捗状況を含めて報告させていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○24番（松崎辰義君）

要望がないと報告はしないのかということになりますけれども、先ほど言いましたように、そのことは十分御承知と思いますが、いろんな団体含めて市民の協力がなければ子どもの貧困対策というのは進まないだろうと、いかに行政のほうからきちんと知らせていくかが私は重要ではないかと思いますが、その点いかがですか。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

まさにこの推進計画、行政の施策が中心でございます。そのことが理由ということではございませんけれども、議員が言われるとおり、いろんな貧困対策については、地域での見守りも含めて地域の協力が不可欠でございます。今後の展開につきましては、研究をさせていただきたいということで思っているところでございます。

○24番（松崎辰義君）

いろんな集会、団体等の集まり、いろんなところがございますので、その折に大体このように進んでいる、このように今後計画を進めているという概要だけでも私は知らせていかないと、本当に協力者はあらわれないのではないかと思っておりますので、そういう機会を見つけて、

積極的にそういう報告の概要をつくって配ること、そして、簡単でもいいですし、また、詳しい説明を受ける場合は、その要望でいいかもしれませんが、そのことをいかに知らせていくかが大事だろうと思いますので、ぜひその点はやっていただきたいと要望をしておきたいと思います。

それから、指標や目標数値、これも先ほど市長答弁では一定あるかのように言われましたが、私も推進計画の資料をいただきましたが、前よりも出ているものはあります。それは確かです。しかし、我々が考えてもこういう部分はちゃんと数値目標を出せるんじゃないかという部分について、出していない部分もあります。ですから、やっぱりそういう部分をいかに子育て貧困の対策会議の中できちんと、数値目標というのは何回も言いますように数値目標があることが、それを進めていく大きな力になる、そのことはもう課長もよく御存じだし、そのために自分も必要だと思うし、先進地を勉強して、そういうものをつくっていきたいというところまで言われておりますので、そういう意味では、私はこれでは物足りないのではないかと。そして、先ほど言いましたように、市民に説明をするときに、やっぱりその数値が物を言うというか、皆さんにわかりやすい一つの指標となってくるとと思いますので、その点、今後どのようにされるか、お願いします。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

昨年度、議員のほうからも、この計画をどのように進めていくのか、どのように目標を定めていくのか、目標がないのではないかとということで御指摘を昨年からいただいておったところでございます。各具体的な取り組みとして、大きく5本柱の中に41の取り組みがあって、具体的にそれぞれに目標を持たせて、そして進捗管理をやっていくということで今現在させていただいているところでございます。

また、目標数値についても、その主要施策の中からピックアップをさせていただいて上げてきたと、当然その見直しについても、今後、十分検討していくべき問題もあろうかと思っているところでございます。

あと、当初示しておりました指標、この分についても当然進捗管理をやっていくべきだということだと思っておりますので、各事業の取り組み並びに目標の設定、指標、それぞれに進捗管理と、また、新たな取り組みができないのかということでの洗い直しを、今後、研究をさせていただきたいということで考えているところでございます。

以上でございます。

○24番（松崎辰義君）

それともう一点ですが、取り組む前にアンケート調査をされました。非常に実態がわかる内容になってくるのではないかと。それで、5年計画ですけれども、じゃ、5年間もうその

まま行くのか、例えば3年後、そういうときにもう一度洗い直しのためのアンケート調査をするのか、そういう点はどのようにお考えか、お願いします。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

当計画では、小学校、中学生にアンケートをとらせていただいて、国の16.3%ということに對しましての八女市の貧困率というのを、算出の仕方については、申しわけございません、全くやり方は違うんですけども、算出させていただいて、各問題点の課題の整理をさせていただいたと。3年後の中間的な場合では、ちょっと無理かなとは思っているんですけども、5年後の本計画の見直し時には、アンケートに伴う計画の見直しを、また策定が必要になってまいりますので、アンケートについては前向きに検討してまいりたいということで考えております。

以上でございます。

○24番（松崎辰義君）

子どもたちの状況、それから親、人も変わってくると思いますので、最初のような大がかりなアンケート調査はなかなか厳しいかもしれませんが、途中で一定、何らかの形での実態調査をやらないと変化についていけない。今の状況の中では、5年間というスパンは子どもの貧困を打開していくためには、ちょっと長いスパンかなと思いますので、何らかのそういった実態調査を含めた今の状況を調べる手だてを、ぜひ考えていただきたいということを要望しておきたいと思います。

あと、市長がさっき答弁の中で保育料の50%軽減ということを言われましたので、それは非常にいいことだと思っておりますので、私は要保護対策についてちょっとお伺いをいたします。

現状は資料をいただきましたけれども、350人から360人程度、横ばいの状況で推移をしているかと思いますが、来年度から始まります包括支援センター事業、こういうものも含めまして、今後どのように展開をしていくのか、具体的にどこがどう変わろうとしているのか、どういうところを強化していきますよと、そういう点があればお願いします。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

要保護、準要保護ということではなくて、子育て支援課としましての要保護というのは、課題がある家庭から虐待の子どもを守ること、気になる子どもたちを守ることでの要保護という言葉を使わせていただくんですけども、要保護児童対策地域協議会という形で、子どもたちの気になる情報を一元管理させていただいているという状況がございます。

詳しく申し上げますと、平成20年に要保護児童対策地域協議会、略しまして要対協ということで言っているところなんですけれども、平成20年に発足をしております。各関係機関の実務者ということで、小中学校の子どもを中心とした学校部会、さらには保育所、幼稚園の子どもを中心とした乳幼児部会というやつを、それぞれ中学校区を中心に学校部会としては8地区、乳幼児部会としては6地区持っております、年2回、実務者の会議を開いてやっております。関係機関といたしましては、地域の児童委員民生委員さんを初め、保育所、学校、児童相談所、警察と連携をいたしまして、気になる子どもたちの最新の情報を出していただきまして、それを共有して、そして、それをデータベース化しているということで、さらにはまた支援が必要な場合については、ケース会議等を随時開催して、いわば相談に基づく開催ということじゃなくて、必要に応じたケース会議をやっておるということでございます。

その情報の数なんですけれども、学校部会、さらには乳幼児部会合わせまして、ここ4年ほど変わりませんけれども、年間約530件ほどの情報を集めさせていただいております。昨年度のケース会議としましては、実件数は66人でございますけれども、135件のケース会議を行っているところでございます。今後、この要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関の連携を強めていく必要がある、子どもの支援についてつなげていきたいということで考えているところでございます。

来年、議員のほうからもおっしゃいました子どもの包括ということでも、中心的には子育て支援と母子保健の2つの事業を一体的に進めていって、切れ目のない支援につなげていこうという事業でございますけれども、そちらのほうでも各保護者からのいろんなサービスの要望もお聞きいたしますし、聞き取りもいたします。そういった中で、いろんな情報を、当然保育士がそれぞれの情報を入手いたします。支援が必要な家庭につきましては、支援計画なんかも策定をしていきますので、この要保護児童対策地域協議会、要対協のほうに情報集積をやって、最新の情報でもって各団体が相談業務に対応していくと、そのような形で子どもの要保護に対しては対応していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○24番（松崎辰義君）

連携の強化、いろいろあると思いますが、要は新たな事業といえますか、1つ提案ですが、発達障害、これを見つけるために5歳児健診が非常に有効だと聞いておりますし、そういう5歳児健診を始めたところも徐々にふえているというのが今の現状だろうと思います。

私はできましたらこれを機に5歳児健診というものを、お金もかかるし、時間もかかるのかもしれませんが、始められるところから、やれる部分から5歳児健診というものを新たに考えていったらどうかと思います。これについてはどのようにお考えか、お願いします。

○健康福祉部長（坂井明子君）

お答えいたします。

今、議員お尋ねは、5歳児健診をどうかということですが、担当課とも協議をいたしまして、今後検討させていただきたいと思っております。

○24番（松崎辰義君）

これはすぐやりますという答えは出ないだろうと思っていましたし、やはり始めるからには十分な検討、そういうものが必要だと思っておりますので、担当のほうで十分検討されて、子どもたちの発達含めて、どういうふうに必要な児童を減らしていくのか、また、先ほど言われましたように早期発見、早期対応、そこでどういうふうに減らしていくのか、これは重要な課題だろうと思っておりますので、包括支援事業、これを機に、もう一つ広げたところをぜひ考えていただければと思っております。

それから、時間がだんだんなくなりますので、児童相談員ですが、黒木に1名入れて、今3名体制でされているということで、ちょっと気になるのが矢部、星野地域、黒木のほうに相談に来られた矢部、星野の方が何名おられるのか、わかるならお願いします。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

今、3名のうちの1人が黒木支所のほうに相談員を配置いたしまして、相談体制をやっているところでございます。昨年の実件数98件、延べ件数といたしましては908件ございました。その98件の実件数の内訳といたしまして、黒木管内が50件、約51%、星野が6人、約6%、矢部が4人、約4%、ほか、旧八女地区とか立花とか市外の方も含めて対応しておりますので、98件の内訳といたしましては以上のとおりでございます。

○24番（松崎辰義君）

やはり矢部、星野地域の方は非常に少ないと、いたし方ないのではないかなと私は思うところです。それはもちろん必要に迫られて来られる方というのは、当然あっていいし、あるのは当然だし、例えば、黒木になくても矢部、星野からでも八女のほうに来られる方はおられる。ただ、気軽に相談できる、さっき言われたように早期発見という観点から行くと、その地域で相談を受けるというのが一つのやり方だろうと、これによって底辺を広げる、こういうことも考えられるだろうと。今すぐどうこうとは申しませんが、やはり増員をする中で、すぐやれということではありませんが、今後の展開としては、そういうところに常時置いておくというのは、なかなかできなくても、やはり週1回はちゃんと派遣をして、そこで相談を受けられる、そういう体制をつくることによって、先ほど言ったような早期発見もできるのではないかと、そのこともぜひ考えていただきたいと思います。いかがですか。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

実は家庭児童相談室は合併当時、平成22年当時でございますけれども、黒木支所で週1回程度やってきたという経緯が一、二年ございます。東部のほうということで、地域との密着が非常に深いということで、なかなか相談に来づらいと、少なかったということが現実的にあります。ましてや家庭訪問なんかをすると、こういった人が出入りをしているんだという人の目も含めて、地域が非常に密着しているものですから、問題があって、これまで一、二年で相談業務をやめてきたという経緯がございます。ところが、現実的には、先ほど申し上げられましたように、東部のほうからも八女のほうに来ていただいて相談業務はたくさん受けておると、そういった状況の中で、東部のほうには拠点が必要であろうということで平成29年度から相談員を1名配置している。ましてや、その1名が地元に着してもらう。ましてや、いろんな保育所とか学校とかとの連携をうまくやって、来やすい体制を今現在構築をしておるといってございます。

今後の充実につきましては、いろんな学校教育課との連携を含めて、どのような形で充実が図られるのかということで研究をしていきたいということで考えているところです。

以上でございます。

○24番（松崎辰義君）

すぐということではありませんけれども、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

子ども食堂についてお伺いをいたします。

現在3カ所、週1回が1カ所、月1回が1カ所、月に2回が1カ所行われております。先ほど登壇して言いましたように、1カ所やめられて今3カ所と、これもどうふやしていくかということが一つの課題だろうと思います。

交付要綱をいただきました。運営費の中で、開催月1回が100千円を限度として運営費が支払われます。開催月2回が200千円、開催月3回以上が300千円、週1回というとならば4回になります。これも300千円。近隣を調べてみますと、ほとんど300千円限度にはなっているようです。しかしながら、やはりこれを継続的に続けていくための費用としては、週4回であれば400千円ということも考える必要があるかと思いますが、その点いかがですか。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

子ども食堂の目的といたしましては、家庭の中で食事をする機会が少ない子ども、そのような子どもたちに食事を提供していただいているというのが、まさに子ども食堂でございます。

そこで、今言われた運営費でございますけれども、月に1回が100千円、月に2回が200千

円、月に3回が300千円、月に4回があってもいいんじゃないかという質問かと思われま
すけれども、昨年までの実績を見ておりますと、各種団体から子ども食堂のほうに補助金を
いただいているということで、いわばその分をつけ加えて充実をさせていただいている。今後の
課題といたしましては、当然、今後ずっと補助金によその団体からももらえるということでは
ございませんので、実施団体等の課題といたしましては、人、お金、場所、食材という課題
がございますので、十分に研究をしてまいりたいということで考えております。

以上でございます。

○24番（松崎辰義君）

必ずしも400千円をとということではありませんし、上限としての400千円ですから、必要で
あればそこまで面倒を見るということも、継続を考える場合、必要ではないかと思いま
すので、これは検討課題として捉えていただければ。

それと、今後ふやすためにどうするのか、その点はどのようにお考えか、お願いします。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

議員のほうからおっしゃいましたように、4月末で1件やめられたところがございますの
で、現在3件となっております。事務的には、昨年は黒木支所との協議をやったんですけ
れども、現実的にはちょっとできておりません。今年度、市長のほうの答弁もございま
したように、社会福祉協議会のほうでフードバンクのほうの充実をさせていただいておりま
す。これまで社会福祉協議会の中で食材の保存をさせていただいていました。いわば置き場がなかつ
たという現状の中で、置き場をつくっていただいて、冷蔵庫、冷凍庫なんかも整備をしてい
ただいて充実を図っていただいているという状況でございます。

あと、実は地域からの問い合わせ等もお受けをしているところで、八幡地区、光友地区の
ほうから検討したいという旨の連絡もいただいております。今後、各地区への働きかけとい
うのも、当然そういった条件が整ってきたということで、設置に向けた推進を各地域振興会
議なり区長会等に出向いてでも、いろんな補助金の説明なんかもさせていただいて、先ほど
の運営費と別に施設整備費、2分の1で150千円ではございますけれども、そういった補助
も準備をしておりますので、ぜひそういったところの推進を図って行って、一人でも多くの
子どもたちが温かい食を、子どもの居場所づくりと交流の場という形で地域とつながって
いただくような輪ができればということで推進を進めていきたいと考えておるところでござ
います。

以上でございます。

○24番（松崎辰義君）

ぜひ今のような形で、広くいろんなところに呼びかけをして協力をお願いする、そして、

できましたら各校区に1つずつぐらい立ち上げて、できれば本当に地域の子どもたちを地域で見守っていくというところもできてくると思いますので、そういう立場で推進を図っていただきたいと思います。

福祉課にお尋ねをいたします。

フードバンクの現状というのは、今、説明をされて、冷凍庫、冷蔵庫、そういうところまでそろって、地域からのそういった問い合わせといますか、提供物も少しずつ出てきているようですので、これについてはちょっと安心をしたところです。ですから、フードバンクについては、もう結構ですけれども、学習支援について、どのようにこれを広げていくのか。先ほど言いましたように、今、1つだけが子ども食堂と一緒に学習支援も行っておられます。これを広げるというのが、なかなか困難な部分があるんじゃないかと思うところですが、実際にどのように広げていこうとされているのか。

それから、今現在行っている中で、高校生の支援というのがあります。これは非常に私は高校生にとっても、また、それを見守ってもらえる子どもたちにとってもいいことだろうと思っております。

過去になります、共生の森で子どもたちを預かるときに、高校生のボランティアが欲しいということで、以前、八女農業高校に相談しに行きまして、5名か6名の子どもたちが週1回だったと思いますが、支援に行くと、学校からも、また、その子どもたちを見守るところからも非常に感謝をされた、非常によかったというのが私の経験としてもありますので、やはり子どもたちと高校生が触れ合うことで、その高校生の成長にも大きく役立つのではないか、そういうことも含めて、今後、学習支援をどのように考えておられるのか、お願いします。

○福祉課長（白坂正彦君）

御説明申し上げます。

先ほど議員から言われました生活困窮者の子どもに対する支援事業ということの中身を少し触れさせていただきたいと思っております。

八女市においては、先ほど言われましたように1団体と委託契約を結びながら学習支援を行っているところでございます。この中で、学習支援に係りますボランティアという人材確保が非常に重要な視点になってきます。今現在では、教職員のOBの方、あるいは市民の一般のボランティアの方、そして、高校生のボランティアの方々に協力をいただいております。この人材をいかに確保するかというところが大きな鍵になりますので、私たち福祉課といたしましても、市内にある高等学校に出向きましてボランティアクラブ等にお話をしながら人材確保に努めているような状況がございます。

なお、この学習支援を一つのモデルとしながら、いろんな展開を考えていかななくてはいけ

ないということだと思います。具体的にいきますと、地域、それぞれ中山間地域においての学習支援をどうするのか、あるいは人材をどう確保していつつなげていくのかというのが必要なことになると思います。このような中で、教育委員会のほうで寺子屋事業というのを実施されてありますので、十分、関係機関、子育て支援課、学校教育課等と打ち合わせをしながら、今後、推進に当たっていきたいということ考えております。

以上でございます。

○24番（松崎辰義君）

それと、現在3カ所で子ども食堂が行われておりますけれども、1つはおりなす八女ですよ。それから、あと2つも公共施設で行われております。ここへの支援、施設が公共施設を使っておられますので、やろうと思えばここで学習支援と一緒にやれるのではないかなと思って、ここについては学習支援というのはどのようにお考えか、お願いします。

○福祉課長（白坂正彦君）

お答えいたします。

立花の女性の家におきまして、月1回ではございますけど、子どもたちが孤食ということではなくて、みんなで食事をとろうという目的の中で子ども食堂がなされています。せっかくそういった機会子どもたちが出会うということ、集うということになりますので、そういった機会を捉えて学習支援に結びつけていけたらなということっております。

ただし、先ほど申し上げましたように、やはりその学習支援をする人材の確保がなかなか厳しくあると思いますので、そのあたりを十分地域の方、事業主体の方とも協議を重ねながら御提案申し上げていきたいということっております。

また、もう一方の上妻校区においての取り組みについても、同じように地域の方々、いろんな関係の方々いらっしゃいますので、丁寧な話し合いの中で進めていきたいということ考えております。

以上でございます。

○24番（松崎辰義君）

せっかくそういうことが行われておりますので、また、公共施設ということもあって、非常にやりやすいというところもあると思います。ただ、一方的に押しつけるわけにはいきませんので、先ほど言われたように十分話し合って、そういったことを広げる要素にもなってくると思いますので、検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

学校教育課にお尋ねをいたします。

先ほど来、出ております寺子屋事業の資料もいただきました。現在、川崎小学校、上陽北浜学園、矢部小学校、星野小学校の4校でやられております。大体、週1回程度、学校でやられているということですが、これには教職のOBの方が全て当たっておられるとい

うことで、費用をお聞きしましたら年間で、これは平成30年度、今度計上されている費用ですが、1,160千円ということで、これをさらに、寺子屋事業と当初は聞いておるところでは、中山間地でなかなか塾にも行けない、そういう子どもたちをどう救っていくのかというところで始まったと聞いておりますが、今、特に旧市内、貧困家庭と言っているのか、なかなか難しいところもございますけれども、こういう子どもたちに学習の場をいろんな形で支援をしていく、その一つとして、これを広げていくということはできないものなのか、お願いします。

○学校教育課長（原 亮一君）

御説明させていただきます。

寺子屋事業でございますが、事業名としましては、放課後学習支援事業運営交付金ということで予算を支出させていただいております。現在、実施しているところは、議員の申されたとおりでございます。

これにつきましては、もともと平成26年に福岡県のモデル事業を行われましたので、そこで行った3校をもとに、翌年度、市が引き継いで行っているという状況でございます。このモデル事業を引き受けた時点で各学校に要望をとったと、校長会を通じてニーズをとったと、その結果がこの3校で受けて、現在4校になっているという状況でございます。私どもとしては、毎年度、各学校長にはこういう事業をやっているかということで周知をしておりますので、今年度についてはそういう周知に努めていきたいと思っております。

しかしながら、課題として申させていただきますと、平成26年から5年経過しておりますので、地域の教職OBの方も5年の年齢を重ねてありますので、そういう人材的な部分で継続というのは私たちも課題であると認識しているところでございます。

以上でございます。

○24番（松崎辰義君）

これは学習支援もさることながら、子どもの居場所づくり、そういう意味でも非常に重要だろうと。今言われましたように、各学校長には周知をしているということですので、これを無理やり押しつけろというわけにはいきませんが、この必要性、また、今、子どもの貧困をどのように打開していくか、そういう部分をしっかり話をされて、これを広げていくような体制をぜひ今後もとっていただきたいということを要望しておきたいと思っております。

次に、コミュニティ・スクール事業ですけれども、先ほど言いましたように、上妻、長峰、八幡で現在行っておられる。この間、三河校区も初めてそのための会議を開き、今年度中に何とか推進協議会を立ち上げて、来年度からは実際にコミュニティ・スクール事業としてやりたいということで、今、いろんな課題も抱えながら進めております。やはり先ほど言いましたように、子ども食堂、それから、含めた学習支援、そういうものを地域で広げていくた

めには、どうしても必要な事業だろうと思っております。

ただ、資料をいただきましたけれども、計画の目標値ということで、平成33年度、取り組み小学校の増加、内容の強化と書いてありますが、これはもう少し具体的に数値目標も上げて取り組む必要があるのではないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○学校教育課長（原 亮一君）

御説明させていただきます。

コミュニティ・スクールでございますが、議員のお話のとおり、長峰小学校、上妻小学校、それから、今年度より八幡小学校で先行していただきまして、皆様から学校への御支援をいただいていることに、まず感謝を申し上げさせていただきたいと思っております。

このコミュニティ・スクールは地域から学校の支援をいただくという制度で、私ども期待をしているというところでございます。

目標をどうかということでございますが、学校教育課レベルでございます事務レベルでは、現在、議員御承知のように三河小学校で今年度立ち上げに動いていただいておりますので、平成31年4月に4校体制ということを考えております。平成33年4月に事務レベルとしては小学校8校、義務教育学校6校で八女市の全校の6割程度を目標にしたいと考えております。

背景としましては、平成29年3月に法が変わりまして、コミュニティ・スクールの設置が各学校、努力義務と位置づけられましたので、国のほうも当然、標準装備しているものという考え方がございます。しかしながら、立ち上げにはやはり数年かかるということもございますので、私どもとしては、まずは平成33年の6割というところを目指していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○24番（松崎辰義君）

それを聞いてちょっと安心しました。実際もらった資料では内容の強化しか書いていなかったものですから、これでは困るなと思ひまして、そういった目標、6割ということも申されましたけれども、きちっと数字を上げることによって、それを達成していく、そういう過程が非常に私は大事だろうと思っておりますし、先ほども言いましたように、このコミュニティ・スクール事業、これから子どもの貧困打開にとって非常に大きな力を発揮してくれるものだと、使い方ですけれども、そういうふうになる可能性が大きいものですから、ぜひ——もういいです、これはちょっと。

次に、学校給食についてお伺いをいたします。

実は学校における働き方改革に係る緊急提言というのが昨年8月29日に出されております。その中で学校給食、いわゆる地方公共団体は給食費の公会計を進めるとともに、学校長集金について口座振替納付等による徴収、事務職員等を活用しながらの未収金の督促の実施等、

教員の業務としないよう直ちに改革に努めることと通達が出されておると思いますが、学校給食の公会計についてどのようにお考えか、お願いします。

○学校教育課長（原 亮一君）

御説明させていただきます。

学校給食の会計方式でございますが、議員おっしゃるように公会計方式、いわゆる市の予算の中に組み込む方式と各学校が私的に私会計でやる方式がございます。現状では多くの学校が学校ごとの私会計で給食会計を実施しているところと認識しております。その大もとは、文部科学省のほうで基本的にはそういう学校管理、校長が学校給食費を管理するという考え方を示したもので今日に至っていると認識しているところでございます。

働き方改革の中のさまざまな項目がございますが、その中の一つとして、教職員の負担軽減のために公会計にしてはどうかということが出されていることは承知しているところでございます。それはあくまでも包括的な働き方改革の一つのメニューということで、その軽減すべき要因については、給食費の未納問題、これが教職員に負担をかけているのではないかとということから出ているものと認識しております。八女市におきましては、給食費の未納というものが現在ございませんので、そういう部分については教職員の負担というものは一般的にはさほどではないのかなと思っています。

ただ、そういう考え方というのは出されていますので、そういう部分としては一つの状況ということは認識をしているところでございます。

以上でございます。

○24番（松崎辰義君）

お聞きしますと、給食費の滞納はないと聞いておりますので、以前は滞納があって、学校のクラスの先生、それから、実は私も経験ありますが、PTA会長をしているときに1人どうしても給食費が入らないので、会長、言ってもらえませんかという話が1回ございました。今はそういうことはないんだろうと思っておりますが、ただ、こういうふうに書いてあります。電気代や水道代が口座振替の時代に給食費は毎月徴収されるものにもかかわらず、ずっと現金受け渡しだったというのがナンセンス過ぎますと、もうこの時代にそういうやり方はおかしいんじゃないかと、そういう改革をなさいよということなんですね。

ですから、これを機に、すぐできるものだとは思っておりません。ただし、公会計に切りかえていくというのは、一つ重要な今後の鍵になってくるのではないかと思いますから、そのことについて検討課題として今から協議をする必要があるのではないかと思います、その点いかがですか。

○学校教育課長（原 亮一君）

御説明させていただきます。

確かに課題としては、一つあるというふうに思いますけれども、一方でその公会計にするためのシステムの構築でありますとか事務の問題でありますとか、あと、そういう業務の問題、全てにおいてメリット、デメリットというのは考え方が示されておりますので、その辺については慎重に見きわめる必要があるだろうと思っています。

それから、現金か口座振替かという部分におきましては、現在も口座振替で活用されている現状もございますので、そういう部分については推進ができるものではないかと思っております。

以上でございます。

○24番（松崎辰義君）

システムを含めて、また、教育というものが国の責任で、地方自治体の責任で行われる。学校給食も教育の一環、そういう観点からしても、そういう考えが出てきているのではないかと。そういう方向性を、私もすぐできるとは思っておりませんし、一定の必要があると思いますので、ぜひこれを機に協議を進めていただければと強く要望をしておきたいと思っております。

それから、第2子、第3子の無償化についてはどのように検討されてきたのか、お願いします。

○教育部長（永溝弘幸君）

お答えいたします。

昨年12月議会だったと思います。議員のほうから御提案をいただいて、調査をさせていただきという形でお答えをさせていただいたと思います。その後、調査等をさせていただいて、基本的にはこういうふうな施策をとった場合の施策の目的という部分が、貧困対策というよりは子育て支援の取り組みなんだろうなと思っております。

試算等もしてはいるんですけど、とにかく財源の問題がありますので、そういった部分を考えますと、子育て支援であったり貧困対策の面で市としていろんな施策をとっておりますので、総合的に協議をする必要があると考えております。

以上です。

○24番（松崎辰義君）

総合的に考えていただければと思います。財源としていろいろありますけれども、八女市には基金も随分ございますし、また、ふるさと納税で2億円、きのうの話ではその半分が残るだろうと、その一部を使うとか、国保会計で今年度は法定外繰り入れをやらなくていいと、過去には、平成27年には436,000千円ほど、平成28年には35,700千円、平成29年は43,400千円ほどの繰り入れをやってきました。市民のために使う、子どものために使うということであれば、そういう財源を振りかえていくことも可能ではないかなと、知恵を絞れば財源も何か必ず出てくると思いますので、今後の検討をよろしくお願ひしたいと思っております。

環境問題に移りますけれども、先ほど言われましたように、3月27日、臭気をはかったところが、15、16、17と基準値をはるかにオーバーする臭気であった。これについて、県、それから事業者についてどのような対策をとられたのか、お願いします。

○環境課長（原田英雄君）

お答え申し上げます。

議員御質問の今回、臭気指数が新たにまた高かったということ以降、どういう対応をしたかという御質問であろうかと思えます。

ちょっとその前に、今回の臭気測定以前に、議員御承知のとおり、これまでの経過はお話はしておるところでございますが、昨年度、新たな脱臭装置を整備されて、その後、屋根の問題等々ございましたが、比較的従前は、時折悪臭があるものの臭気指数の12月の測定までは10は超えておりませんでした。ところが、その後、春先から臭気の苦情が多くなってまいりまして、それを受けて測定をやった結果が、先ほど議員御質問の御意見のとおりでございます。

そういう状況から、まず、これをどう改善していくかということは、その原因なり、どういう状況で悪臭が発生して、その対策がとれるのかということが非常に重要であろうと認識をしていたところでございます。従前も申し上げたかと思えますが、そういうことから推測をしますと、時期によって、あるいは物によって、いろんな環境によって臭気が上がったり下がったりしているという実情がございます。そういうことから、今回の測定結果も、それをあらかずように高いときと低いときがあったという状況でございます。

それを受けて、今回につきましては、4月10日が2回目の測定であったわけでございますが、その後に県とも協議をしながら、事業者に、あるいは県にその結果報告をして、文書で通知をするとともに改善策を講じるように、あるいは県に対しては原因究明であるとか改善に対する指導をするようにということで要請をしてきているところでございます。先におきましても、その状況を踏まえて具体的な対応のあり方、あるいは今後の見通し等について協議をしてきたという状況でございます。

以上でございます。

○24番（松崎辰義君）

その後、4月10日にも測定をされた。ところが、10未満であったということですね。このときに、じゃ、何か対策を講じられたのかということでは、別に対策はされていない。臭気が上がったり下がったりと、対策はやっていないけど、下がる時もある。何が原因なのか、なぜ安定しないのか、ここが一番問題だろうと思えますので、その原因をきっちりつかんで、そして、その対策を講じるように、ぜひ県と一緒にになって事業者のほうにその旨伝え、その原因究明については事業者の責任でやっていただくように強く要請をしたいと思えますし、

まだ県のほうが認可をしていないと、継続中であるということですので、今後その展開をどのように考えておられるのか、お願いします。

○環境課長（原田英雄君）

お答え申し上げます。

今後の考え方についてでございますけれども、今、議員お話のとおり、昨年12月15日が期限の満了の時期でございました。その後、現在の状況は、いわゆる廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて、みなし許可という状態で運営をされております。これに際しまして、先般も県と協議をいたしましたけれども、先ほど来お話がっておりますような現在の悪臭の状況等の改善の推移等を見てでないと、県としても許可を出せないという見解もいただいております。

市といたしましても、当然のことながら、そこいらをきちんと踏まえた上で県においても必要な条件等を付して、きちんと改善を見据えた後に許可を出してほしいということで要望してきているところでございますので、現段階ではそれを待つての手續になろうかと思っております。

以上でございます。

○24番（松崎辰義君）

ぜひそういう部分、慎重に、かつ敏速に進めていっていただきたいと強く要望をしておきたいと思っております。

最後になりますけれども、リニューアル支援制度についてであります。

これは商工新聞というものですけれども、広がる店舗リニューアル助成制度ということで、現在107の自治体の実施をされていると。ここ2年間で実施自治体が倍増してきたというのが今の現状だと聞いております。

以前にも私、家の改修のための補助事業として、上限100千円でしたけれども、それが非常に喜ばれている、経済的波及効果も出ているということで評価もいただいているところでございますけれども、これの商業版ではないかなと思っておりますが、1つ紹介をさせていただきますと、大阪府の茨木市のリニューアル活性化事業、工事費の2分の1の金額を補助、上限は500千円と、建物に附属しない備品類は対象外ということで、椅子、机などは対象外だそうです。補助金の交付決定後に工事に着手し、年度末までに実績報告の手續も完了することと。補助対象費が500千円以上である工事のことということで、もう一つは、この補助金を受けたことがない人と、もしくは前回の利用から10年以上経過している人は、また受けられるというものだそうです。

先ほど市長答弁の中で商工会、商工会議所等も含めて協議をしたいと言われましたが、これに向けて担当課としてはどのように考えておられるのか、お願いします。

○商工・企業誘致課長（仁賀木大助君）

お答えいたします。

店舗リニューアル事業というのは商工新聞の中にもうたわれておりまして、福岡県で60自治体のうちに3自治体が取り組んでいるという情報でございます。こちらのほうの情報も確認はさせていただいたところでございますが、今後、このリフォーム対策に対して当然地元からの要望があるというところで、今現在は新事業展開補助制度といいまして、新事業、既存事業者が新たな事業、新たな分野に取り組む場合に限って店舗リニューアルが含まれておりましたならば、これに対しても対象として、今現在ありますけれど、リニューアルだけでというのは、今のところございません。

しかしながら、地元の市民の要望等がまだ手元には届いておりませんが、商工会議所、商工会のほうからの意見としては届いております。ですが、他の自治体が行っているという情報をまとめながら、本市において必要かどうか、今持っている新規創業補助金、あるいは新事業展開補助金で十分なのか、この辺については協議をして研究してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（川口誠二君）

1分を切りましたので、まとめてください。

○24番（松崎辰義君）

最後ですが、協議をしていくということですのでよろしくお願ひしたいと思いますが、もう一点、八女市には中小企業振興条例、いわゆる中小企業に対する振興条例がございません。こういうリニューアル制度をつくったところには、その振興条例をもとにやっておられるようですので、この条例についてもぜひ協議をしていただくことを強く要望して、私の一般質問を終わります。

○議長（川口誠二君）

24番松崎辰義議員の質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでした。

午後3時59分 延会